岐阜県環境放射線モニタリングマニュアル(案)

平成30年〇月(第4版)

岐阜県

 $^{\circ}$

改定履歴

版	改定日	改定内容
第1版	平成 25 年 9 月 25 日	初版発行
第2版	平成 25 年 11 月 28 日	第1版の軽微な修正の実施
第3版	平成 26 年 4 月 9 日	県原子力防災訓練の結果及び原子力災害対策指針の改正等を 踏まえ改定
第4版	平成 30 年〇月〇日	原子力災害対策指針及び同指針補足参考資料の改正等を踏ま え全面改定

目 次

1 目的	1
2 平常時のモニタリング	1
(1) 空間放射線量率	1
(2) 環境試料中の放射性核種濃度 ····································	3
	J
3 緊急時のモニタリングの目的	4
4 緊急時モニタリング等の体制	5
(1) 事態区分ごとの体制	5
(2) 緊急時モニタリングチームの体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3) EMCの体制 ····································	8
5 緊急時モニタリング等の体制の整備	9
(1) モニタリング要員の動員体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2) モニタリング資機材等の配備・維持管理	9
(3) モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	10
6 緊急時の対応	11
(1)初期対応段階のモニタリングの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)情報収集事態発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3) 警戒事態発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(4) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(5) 緊急時モニタリング結果の確認及び公表	22
(6) 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等	22
(7) 通報がない状態において県のモニタリングポストで 5 μ S v 以上の数値を検知した場合の対応 ··	23
7 その他	24
別紙 1 緊急時モニタリング体制	25
別紙 2-1 EMCの組織及び各担当の役割 ······	26
別紙2-2 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図(モニタリング実施等)	28
別紙2-3 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図(モニタリング結果収集等)・・	31
別紙2-4 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図(安全管理等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
資料編	36
20 1 1 7 pm	30 37
	38
	52 50
4 緊急時モニタリングルート候補 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
5 放射線量測定機器の取扱方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
6 防護装備の装着方法	77

1 目 的

このマニュアルは、平常時における県の環境放射線モニタリング及び「岐阜県緊急時モニタリング計画」に基づく緊急時モニタリングの具体的な実施内容・方法等を定めることにより、モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

2 平常時のモニタリング

緊急時における原子力施設からの放射線又は放射性物質の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、県は、平常時から空間放射線量率及び環境試料(飲食物を含む。以下同じ。)の放射性核種ごとの放射能(以下「放射性核種濃度」という。)の測定を行う環境放射線モニタリング(平常時のモニタリング)を実施するとともに、測定機器・システム等の維持・管理や測定者の測定技術の習熟等に努める。

また、平常時のモニタリングの測定結果について、整理・保管する。

(1)空間放射線量率【環境管理課】

1) 固定型モニタリングポスト等による連続測定

県内 12 カ所の固定型モニタリングポスト及び測定局(以下「固定型モニタリングポスト等」という。)により、24 時間連続で空間放射線量率の自動測定を行うとともに、測定データを岐阜県環境放射線モニタリングシステム及び岐阜県放射線監視ネットワークシステムにより収集し、10 分値をホームページを通じリアルタイムで公開する。

なお、測定場所、測定高、測定可能範囲及び測定頻度等は以下のとおりである。

平成30年3月現在

測定場所	敦賀原発 からの距離	測定高	測定可能範囲	システム	測定頻度
揖斐川坂内測定局 (揖斐川町坂内川上 873)	34 km (UPZ)	3 m	~100mS v /h	岐阜県放射線監視 ネットワークシステム	
揖斐総合庁舎 (揖斐川町上南方 1-1)	58 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
関ケ原町役場 (関ケ原町大字関ケ原 894-58)	59 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
西濃総合庁舎 (大垣市江崎町 422-3)	70 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
防災交流センター (岐阜市下奈良 3-11-6)	76 km (対策強化区域)	1 m			
中濃総合庁舎 (美濃市生櫛 1612-2)	84 km	1 m			24 時間
保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 2 m	\sim 10 μ S v /h	岐阜県環境放射線 モニタリングシステム	連続測定
郡上総合庁舎 (郡上市八幡町初音 1727-2)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
東濃西部総合庁舎 (多治見市上野町 5-68-1)	111 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
下呂総合庁舎 (下呂市萩原町羽根 2605-1)	111 km	1 m			
飛騨総合庁舎 (高山市上岡本町 7-468)	119 km	1 m			
恵那総合庁舎 (恵那市長島町正家後田 1067-71)	130 km	1 m			

揖斐川坂内測定局は、空間放射線量率(低線量・高線量)のほか、気象情報(風向風速・降水量等)も測定 その他の測定場所は、空間放射線量率(低線量)のみ測定

UPZ:放射線被ばくによる確率的影響のリスクをできる限り低減するため、緊急事態の状態により迅速に 緊急防護措置を実施できるよう準備する区域(緊急防護措置準備区域)

原子力災害対策強化地域: 県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、UPZに準じて対策を強化する区域

環境放射線モニタリングシステム

- ・東日本大震災前、文部科学省委託事業「環境放射能水準調査」(現在は原子力規制庁委託事業。以下「環境放射能水準調査」という。) として、保健環境研究所においてモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定を実施
- ・平成23年10月に県独自にモニタリングポスト3台を整備する とともに、モニタリングポストのデータを収集し、ホームページ で公表する環境放射線モニタリングシステムを構築し、運用開始
- ・平成24年3月に放射能水準調査として、県内6カ所にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようシステムを改修
- ・平成24年度に放射線監視ネットワークシステムとデータを共有 し、ホームページ公表機能を放射線監視ネットワークシステムに 移行
- ・平成25年度に放射性物質の拡散予測に基づき関ケ原町にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようシステムを改修



放射線監視ネットワークシステム

- ・原子力発電所等から概ね30km圏内がUPZとされ、岐阜県でも揖斐川町の一部をUPZに設定
- ・平成24年度にUPZ内に設置した揖斐川坂内測定局のほか、県内の全モニタリングポストの測定データを収集し、公表する放射線監視ネットワークシステムを構築し、運用開始
- ・平成25年度に新設した関ケ原測定局のデータを収集・公表できるようシステムを改修



2) 可搬型サーベイメータによる測定

保健環境研究所において、可搬型サーベイメータにより空間放射線量率の定点観測を行う とともに、測定データをホームページ等で公開する。

なお、測定場所、測定方法及び測定頻度は以下のとおりである。

平成30年3月現在

測定場所	測定方法	測定頻度
保健環境研究所敷地内 (各務原市那加不動丘 1-1)	地上1 m高において午前10時に約30秒間隔で5回計測し、その平均値を算出	月1回

(2) 環境試料中の放射性核種濃度

1)環境放射能水準調査【環境管理課】

原子力施設からの放射性物質の影響の有無を把握するため、大気中に浮遊するちりやほこり等 (大気浮遊じん)、大気中から降下したちりや雨水等 (降下物)、土壌、水道水、農畜産物を対象 に検体を採取し、保健環境研究所において放射性核種濃度 (ヨウ素 131、セシウム 134、137等) の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公開する。

なお、調査対象、採取地点、測定頻度及び測定方法は以下のとおりである。

平成30年3月現在

調査対象	調査対象 採取地点		測定方法
降下物	各務原市(保健環境研究所)	月1回	
水道水 (蛇口水)	各務原市 (保健環境研究所)	年1回	
大気浮遊粉じん	各務原市 (保健環境研究所)	年4回	ゲルマニウム半
土壌(0-5cm, 5-20cm) 岐阜市		年1回	導体検出器を用 いるガンマ線ス ペクトロメトリ
精米		年1回	
野菜(葉菜類,根菜類) 各務原市		年1回	一により測定
茶 池田町、白川町		年1回	
牛乳	羽島市	年1回	

2) 水道水【薬務水道課、水道企業課】

県内5水系での水道事業の水道水を採取し、水道水中の放射性核種濃度(ヨウ素 131 及びセシウム 134、137)の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公開する。なお、測定対象、測定方法等は以下のとおりである。

<県内5水系測定>

平成30年3月現在

測定水系	測定対象	測定機関	測定頻度	測定方法
木曽川水系	中津川浄水場(中津川市)	東部広域水道事務所		ゲルマニウム 半導体検出器 を用いるガン
	川合浄水場 (可児市)	山之上浄水場		
飛騨川水系	山之上浄水場(美濃加茂市)	(美濃加茂市山之上町 2500)	年4回	
長良川水系	鏡岩水源地(岐阜市)		十4世	マ線スペクト ロメトリーに
揖斐川水系	脛永公民館 (揖斐川町)	保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)		より測定
神通川水系	上野浄水場 (高山市)	(F Water Water Water Z)		

3) 県内産農産物等【農政課、農産園芸課、畜産課、里川振興課、県産材流通課】

測定の対象とする農産物等及び測定の時期について、年度ごとに計画を定め*、放射性核種 濃度(セシウム134、137)の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公表する。

※ 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子 力対策本部)を参考に毎年度作成

3 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力施設において国が定める原子力災害対策指針(以下「指針」という。)に規定する警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合に、原子力災害による環境放射線等の状況に関して必要な情報を収集し、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等、指針に規定する運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置実施の判断並びに原子力災害による住民等及び環境への放射線影響の評価のための材料を提供するために実施する。

なお、初期対応段階の緊急時モニタリングに際しては、OILに基づく防護措置実施の判断に 必要な項目のモニタリングを優先して実施する。

OILと防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*	1	防護措置の概要	
緊急防	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域 を特定し、避難等を実 施(移動が困難な者の 一時屋内退避を含む)
護措置	不注意な経口摂取、皮膚汚染か OIL4 らの外部被ばくを防止するた		β線:40,000 (皮膚から数	Ocpm 女cmでの検出	器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域
			β線:13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			時検査を実施して、基 準を超える際は迅速に 簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 µ Sv/h (地上1 mで計	測した場合の空間	1日内を目途に区域を 特定し、地域生産物の 摂取を制限するととも に、1週間程度内に一 時移転を実施	
飲食	飲食物に 係るスク リーニン グ基準	OIL6による飲食物の摂取 制限を判断する準備として、飲 食物中の放射性核種濃度測定 を実施すべき地域を特定する 際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物 中の放射性核種濃度を 測定すべき区域を特定
物摂			核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食
取		 経口摂取による被ばく影響を	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	物中の放射性核種濃度
制	OIL6	防止するため、飲食物の摂取を	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	の測定と分析を行い、 基準を超えるものにつ
限		制限する際の基準	プルトニウム及び超ウラ ン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	き摂取制限を迅速に実施
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	<i>小</i> 匹

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた

ときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内 に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

4 緊急時モニタリング等の体制

(1) 事態区分ごとの体制

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを行うために、国は、施設敷地緊急事態において、発災した原子力施設の立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。

緊急時モニタリングの実施にあたっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携し、必要に応じて補い合う。関係指定公共機関は、専門機関として緊急時モニタリングを支援する。

また、県は、災害対策本部等に緊急時モニタリングチームを設置し、EMCと連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて県独自のモニタリング(以下「独自モニタリング」という。)を実施する。

なお、実施体制については、指針で規定する事態区分ごとに以下のとおりである。

	緊急時	モニタリング等の体制
	国 (EMC)	岐阜県
【情報収集事態】 ・福井県敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町、石川県志賀町又は静岡県御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき		■情報収集体制 ・平常時モニタリングを継続 【参集要員】 環境管理課1名
【警戒事態】 ○福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の通報があったとき・福井県敦賀市又は美浜町で震度6弱以上の地震が発生したとき・福井県で大津波警報が発表されたとき・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	○緊急時モニタリング センター (EMC) の 設置準備	■原子力災害警戒体制 ○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備 ・EMCへの要員派遣の準備 【参集要員】 環境管理課3名 (うち1名はEMC派遣要員) 揖斐県事務所2名
○福井県(敦賀市及び美浜町を除く。)、石川県 又は静岡県に立地する原子力事業所におい て警戒事態に該当する事象(該当する自然災 害を含む)が発生した旨の通報があったとき ・福井県おおい町、高浜町、石川県志賀町又 は静岡県御前崎市で震度6弱以上の地震 が発生したとき ・福井県おおい町、高浜町、石川県志賀町又 は静岡県御前崎市を含む津波予報区(福井 県、石川県能登又は静岡県)で大津波警報 が発表されたとき 等	○緊急時モニタリング センター (EMC) の 設置準備	○災害情報集約センターの設置・緊急時モニタリングの準備【参集要員】環境管理課 2 名

	緊急問	寺モニタリング等の体制
	国 (EMC)	岐阜県
【施設敷地緊急事態】		■原子力災害警戒本部体制
○福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力	○EMCの設置	○緊急時モニタリングチームの設置
事業所において施設敷地緊急事態に該当す	緊急時モニタリングの	・EMCへの要員派遣
る事象が発生した旨の通報があったとき	詳細の決定	・EMCの一員として緊急時モニタ!
・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作	緊急時モニタリングの	ングを実施
動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発	実施	・EMCの活動に支障のない範囲です
生した場合において、非常用炉心冷却装置	・緊急時モニタリング結	要に応じて独自モニタリングを実施
等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水	果の取りまとめ及び	
するもののいずれかによる注水が直ちにで	妥当性の確認	【参集要員】
きないとき	・緊急時モニタリング結	(2) 緊急時モニタリングチームの
・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給	果の評価に資する情	体制のとおり
水機能が喪失した場合において、非常用炉	報の提供	
心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧注水	・緊急時モニタリング実	
するものによる注水が直ちにできないとき	施計画の改訂案への	
・全交流電源を喪失したとき	提案及び意見	
・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないと	・国が直接実施する緊急	
き等	時モニタリング(航空	
○知事が必要と認めたとき	機モニタリング等)に	
【全面緊急事態】	係る現地調整	■災害対策本部体制
○県の地域の一部が原子力災害対策特別措置法		※ 施設敷地緊急事態に同じ
第15条第2項に規定される原子力緊急事	※ 施設敷地緊急事態	
態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域と	に同じ	
なったとき		
○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係	(EMCの構成)	
る緊急事態応急対策実施区域とならない場	・国(原子力規制庁)	
合であっても、福井県敦賀市又は美浜町に立	・岐阜県	
地する原子力事業所において全面緊急事態	・福井県、滋賀県	
に該当する事象が発生した旨の通報があっ	・原子力事業者※	
たとき	・関係指定公共機関	
・原子炉の非常停止が必要な場合において、制	(国研)日本原子力研	
御棒の挿入により原子炉を停止させることが	究開発機構	
できないとき	(国研)量子科学技術	
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動	研究開発機構	
を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生し	・その他	
た場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が		
喪失した場合において、全ての非常用炉心冷	※ 原子力事業者は事	
却装置及びこれと同等の機能を有する設備に	故が発生した施設の	
よる注水が直ちにできないとき	原子力事業者を指す。	
・全ての非常用直流電源を喪失したとき	それ以外の原子力事	
・使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体	業者は、原子力規制委	
present a literature of the state of the sta	0 A 13 /4 B 1- 7 51 0	İ

る。

員会が作成する動員 計画に基づき参画す

の頂部から上方2mの水位まで低下したとき

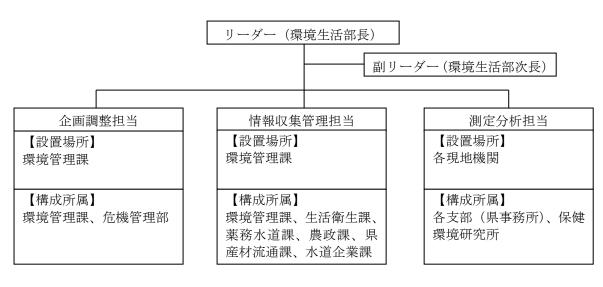
・原子力事業所の区域の境界付近において毎時 5 μ Sv 以上の放射線量が検出されたとき 等

○知事が必要と認めたとき

(2) 緊急時モニタリングチームの体制

1) 組織及び各担当の役割

緊急時モニタリングチームの組織及び各担当の役割は、以下のとおりである。また、災害対策本部における緊急時モニタリング体制については、別紙1に示す。



	役割等
リーダー	・緊急時モニタリングチームの指揮総括
副リーダー	・リーダー補佐・リーダー不在の場合、リーダー代行
企画調整担当	・EMC、県災害対策本部等との連絡調整 ・緊急時モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリングの班編成 ・モニタリング要員・資機材・車両の管理、調整 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・県独自モニタリングの実施内容(指示書)の作成
情報収集管理担当	・測定分析担当の測定結果の取りまとめ ・固定型及び可搬型モニタリングポスト(以下「モニタリングポスト等」という。)のデータの収集、整理(福井県及び滋賀県並びに原子力事業者等が設置するモニタリングポスト等も含む。) ・各種情報(飲食物検査状況、放出源情報、気象情報等)の収集、整理
測定分析担当	・サーベイメータによる測定 ・可搬型モニタリングポストの設置、回収 ・大気中放射性ヨウ素試料の採取、測定 ・環境試料の採取、測定

2) 要員

標準的な緊急時モニタリングチームの要員を以下のとおりとし、必要に応じて更新する。

担当名	所 属	人数	設置場所	
企画調整担当	○環境管理課 3名**1	5名	環境管理課	
企	危機管理部 2名	3名	界児官 生味	
	○環境管理課 2名*1			
	生活衛生課 1名			
情報収集管理担当	薬務水道課 1名	7名	理控答理理	
	農政課 1名	7 名	環境管理課	
	県産材流通課 1名			
	水道企業課 1名		,	
	岐阜地域環境室 6名			
	西濃県事務所 8名			
	揖斐県事務所 6名			
測定分析担当 [測定・採取班]	可茂県事務所 4名	4 2名※2		
(空間放射線量率計測等)	中濃県事務所 6名	4 2 泊 …		
	東濃県事務所 2名		各現地機関	
	恵那県事務所 4名			
	飛騨県事務所 6名			
測定分析担当 [分析班] (環境試料検査等)	保健環境研究所 他	状況に応じて設定		

- ※1 所属欄の「○」は、緊急時モニタリングチームの担当の統括を示す。
- ※2 空間放射線量率の定点モニタリングは、1ルート1班2名、合計19班38名体制、環境試料の 採取は、1班2名、合計2班4名体制(西濃、揖斐県事務所のみ)を想定 その他、必要に応じて市町村へ協力を要請

(3) EMCの体制

EMCの要員は、緊急時モニタリングチームの要員が兼ねるものとする。緊急時モニタリングチームはEMCの一員として、EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持管理班及び測定分析担当岐阜県グループの業務を担うとともに、EMC企画調整グループ企画班へ1名を派遣する。なお、EMCの組織及び各担当の役割は別紙2に示す。

【EMCと緊急時モニタリングチームの要員対応表】

			-		
EMC				緊急時モニタ	リングチーム
企画調整 グループ	企画班		=	環境管理課から1名派遣	
情報収集管理 グループ	情報共有システム等維持管理班		=	情報収集管理担当	
	総括•連絡班	[連絡担当]] _		
測定分析担当	₩21日 · 医地功	[総括担当]		企画調整担当	
岐阜県グループ	測定·採取班		_	测令八托扣水	[測定・採取班]
	分析班			測定分析担当	[分析班]

5 緊急時モニタリング等の体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

人事異動等の状況を反映させた県内のモニタリング要員のリストを作成し、常に最新の状況 に保つとともに、モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研 修及び訓練を行う。

(2) モニタリング資機材等の配備・維持管理

1) モニタリング資機材等の配備

緊急時モニタリングに使用する空間放射線量率や環境試料の放射性核種濃度を測定する設備・機器等の配備にあたっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行う。なお、モニタリング資機材等の配備状況は、以下のとおりである。

ア モニタリングポスト等 (平成30年3月現在)

[ログラファルストサイト版 00 年 5 月現在/													
		配備先											
機器名	防災交流センター	保健環境研究所	西濃総合庁舎	関ケ原町役場	揖斐総合庁舎	揖斐川坂内測定局	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	郡上総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎	飛驒総合庁舎	合計
①固定型モニタリングポスト(低線量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②固定型モニタリングポスト (高線量)						1							1
③可搬型モニタリングポスト					1								1

イ 可搬型放射線測定機器、通信機器等(平成30年3月現在)

						配价	備先						
機器名	本庁	防災交流センター	保健環境研究所	西濃総合庁舎	揖斐総合庁舎	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	郡上総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎	飛騨総合庁舎	揖斐川町	合計
①Na I (T1)シンチレーション式サーベイメータ (空間放射線量率測定用)	3		1	3	2	2	2	1	1	2	3		20
②放射性ヨウ素サンプラ				1	1								2
③ Na I(T1)シンチレーション式サーベイメータ(放射性ヨウ素簡易測定用)				1	1								2
④ラミセス端末* (ノートPC型)	2												2
⑤ラミセス屋外端末*(タブレット型)				1	2								3
⑥普及啓発用NaI(T1)シンチレーション 式サーベイメータ(空間放射線量率測定用)		1		1	1							7	10
⑦普及啓発用電離箱式サーベイメータ		1		1	1							7	10

※ ラミセス(屋外)端末:福井エリア4府県(福井県、京都府、滋賀県、岐阜県)が設置している固定モニタリングポスト等のデータの確認や定点モニタリング等の測定値を入力しシステム上への反映が可能なモニタリング情報共有システムの操作端末

ウ 環境試料中の放射性核種濃度の測定機器(平成30年3月現在)

ゲルマニウム半導体検出器:保健環境研究所4台

工 防護資機材等 (平成30年3月現在)

		配備先							
資機材名	本庁	西濃総合庁舎	揖斐総合庁舎	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎	飛騨総合庁舎	合計
①電子ポケット線量計	14	8	18	4	6	2	4	6	62
②防護服	84	112	152	56	84	28	56	84	656
③防護眼鏡	12	16	36	8	12	4	8	12	108
④防護マスク	84	112	152	56	84	28	56	84	656
⑤綿手袋	84	112	152	56	84	28	56	84	656
⑥ゴム手袋	12	16	36	8	12	4	8	12	108
⑦シューズカバー	84	112	152	56	84	28	56	84	656

[※] その他防災交流センターに予備の防護服等を配備

2) モニタリング資機材等の維持管理

サーベイメータ等の可搬型放射線測定機器、通信機器、防護資機材等は、業務目的に合わせ、あらかじめ定めた場所に分類して保管するなど、円滑な運用に備える。なお、配備された防護資機材等は毎年在庫確認を行い、使用損耗等により防護資機材等の保有数量が配備数量に満たない場合には、補充を行う。

また、空間放射線量率や環境試料中の放射性核種濃度等を測定する設備・機器は、常に正常な状態で使用できるよう、定期的に校正及び保守点検を行う。

(3) モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

空間放射線量率の測定地点や環境試料の採取候補地点等、緊急時モニタリングを円滑に実施するうえで必要な関連情報・資料を整備するとともに定期的に見直しする。

1) 緊急時モニタリングに係る基礎資料

- ・固定型モニタリングポスト等各種測定機器配置図
- ・モニタリングルート図(拡大版、縮小版、ポケットサイズ等)
- 環境試料採取地点図 等

2) 平常時モニタリングデータ

- ・固定型モニタリングポスト等の平常時のデータ
- ・環境試料の平常時のデータ
- ・上記2項目に係る測定日時及び気象状況データ 等

3) その他

- ・UPZ及び原子力災害対策強化地域地図
- ・上記地域における避難所情報

- ・上記地域における人口、世帯数
- ・上記地域における気象情報
- ・上記地域における道路の整備状況
- 近隣原子力施設情報 等

6 緊急時の対応

(1) 初期対応段階のモニタリングの概要

初期対応段階のモニタリングは、OILに基づく防護措置の実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して行うこととしており、事態の進展に応じた活動の概要は以下のとおりである。

事	態の進展	DMCの打型	町本中・一カリンダイ)の江梨
事態区分	事象の例	EMCの活動	緊急時モニタリングチームの活動
情報収集事態	福井県敦賀市又は 美浜町で震度5弱 又は震度5強の地 震発生		・要員参集 ・平常時モニタリングの継続 ・モニタリングポスト等の稼働状況及び測定結果の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡(以降同様)
警戒事態	福井県敦賀市又は 美浜町で震度6弱 又は震度6強の地 震発生	・EMCの設置準備	・災害情報集約センターの設置 ・要員参集、EMCへの要員派遣の準備 ・緊急時モニタリングの準備 ・可搬型モニタリングポストの設置 ・EMCとの通信機器等の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するととも に原子力規制庁へ連絡(以降同様)
施設敷地 緊急事態 (原災法10 条通報)	全交流電源喪失	・EMCの設置・緊急時モニタリング実施計画の策定・緊急時モニタリングの開始	・緊急時モニタリングチームの設置 ・要員参集、EMCへ要員を派遣 ・緊急時モニタリングの開始 ・可搬型モニタリングポストの設置 (警戒 事態を経ず施設敷地緊急事態となった 場合等)
全面緊急 事態 (原災法 15 条通報)	全ての非常用直 流電源の喪失 放射性物質の 放出	・定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備・UPZ内の水源から供給される飲料水(蛇口水)の採取**1・分析の実施	・定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備
	放射性物質放 出の停止	・定点モニタリング、走行サーベイの実施 ・大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析 の実施 ・環境試料の採取・分析の実施 ・UPZ外の航空機モニタリングの実施*2	・EMCの活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施 (定点モニタリング、走行サーベイの実施 大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の実施 環境試料の採取・分析の実施 <0.5 µ Sv/h 超の地域 > ・飲食物の採取・分析の実施状況の把握、情報収集

- ※1 飲料水(蛇口水)の採取は、揖斐川町が実施(県から揖斐川町へ指示)
- ※2 UPZ外の航空機モニタリングは、国が実施

(2)情報収集事態発生時の対応

情報収集事態は、原子力施設からの放射性物質の放出の有無を確認する段階であり、平常時のモニタリングを継続する。なお、県、福井県、滋賀県、京都府及び原子力規制庁においてモニタリング情報を一元的に共有するモニタリング情報共有システムの他、岐阜県環境放射線モニタリングシステム、岐阜県放射線ネットワークシステムの各システム(以下「放射線関係システム」という。)や固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

情報収集事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

参集要員の業務(環境管理課:1名)

- ・危機管理政策課原子力防災室(勤務時間外は宿日直者)から電話連絡を受け、環境管理課に参集
- ・平常時モニタリングの継続
- ・放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、自然災害等の影響により機器の異常 が確認された場合には、直ちに維持管理業者に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡

測定局	システム	維持管理業者等
揖斐川坂内測定局	岐阜県放射線監視 ネットワークシステム	(株)日立製作所 中部支社
上記以外 11 モニタリングポスト 岐阜県環境放射線 モニタリングシステム		(株)日立製作所 ヘルスケア名古屋分析システム営業所
_	ー モニタリング情報共有 システム	
可搬型モニタリングポスト	モニタリング情報共有 システム	(株)日立製作所 中部支社

- ・揖斐川坂内測定局の異常が確認され、その速やかな機能回復が困難な場合には、測定局近傍に可搬型モニタリン グポストを設置するよう揖斐県事務所に指示
- ・揖斐川坂内測定局への電気の供給が停止し自家発電装置が作動している場合には、運転時間に応じて燃料(軽油)の補給又は測定局近傍への可搬型モニタリングポストの設置を揖斐県事務所に指示(燃料タンク満容量(70L)での自家発電装置の連続運転可能時間:約24時間)
- ・県内の空間放射線量率の測定値のほか、モニタリング情報共有システムにより福井県及び滋賀県における測定値を確認するとともに、可搬型モニタリングポストを設置した場合には、その測定値がモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認

モニタリング情報共有システム(ラミセス:RAMISES)

- ・原子力発電所等の原子力施設で事故等が発生した場合に備え、福井エリア4府県(福井県、京都府、滋賀県、岐阜県)が実施しているモニタリングのデータを国及び4府県で共有
- ・平成 26 年度に国がモニタリング情報共有システムを構築 し、福井エリアで導入



(3)警戒事態発生時の対応

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階であり、施設敷地緊急事態に至った際に備え、モニタリング結果を含む情報の収集・連絡体制を整えるとともに、緊急時モニタリングの準備を開始する。なお、放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等に自

然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。 警戒事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

災害情報集約センター参集要員の業務	EMC派遣要員の業務**	支部参集要員の業務**
(環境管理課:2名)	(環境管理課:1名)	(揖斐県事務所:各2名)
・情報収集事態の環境管理課参集要員から電話	情報収集事態の環境管理課参	情報収集事態の環境管理課参
連絡を受け、環境管理課に参集	集要員から電話連絡を受け、	集要員から電話連絡を受け、
・揖斐川坂内測定局における空間放射線量率等	環境管理課に参集	県事務所に参集
データ収集頻度を上げる	・県内の環境放射線等の状況を	・環境管理課参集要員へ参集済
・EMCの立上げに備え、TV会議システム等	把握	みの旨、FAX及び電話で報
のEMCとの通信機器の稼働状況を確認	施設敷地緊急事態発生時に直	告[様式1]
・異常発生時には、直ちに維持管理業者に修理	ちにEMCに向けて出発で	・環境管理課からの指示に基づ
等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡	きるよう準備	き、可搬型モニタリングポス
・揖斐県事務所の要員参集状況を把握のうえ、		トを設置し、災害情報集約セ
必要に応じ可搬型モニタリングポストの設		ンター(環境管理課)へ携帯
置をFAX及び電話で指示 [様式2]		電話で連絡
・可搬型モニタリングポスト設置の旨、電話連		
絡があり次第、モニタリング情報共有システ		
ムに反映されていることを確認し回答		
・モニタリングに必要な関連情報・資料等の配備		
・その他、情報収集事態発生時の対応と同様		

※ 福井県(敦賀市及び美浜町を除く。)、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の通報があったときは参集不要

(4) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある 事象が発生している段階であり、事態の進展を把握するための緊急時モニタリングを行う。

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生している段階であり、施設敷地緊急事態に引き続き緊急時モニタリングを行い、防護措置の判断に必要な空間放射線量率等の情報を速やかに入手する。

国は、原子力災害が発生した地区の福井県原子力防災センター等にEMCを設置し、緊急時モニタリング実施計画を策定するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。緊急時モニタリングチームは、国の統括の下でEMCの一員としてEMCの各構成機関と密接に連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施する。

また、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関とともに、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

なお、初期段階の緊急時モニタリングについては、放射線関係システム等の情報からプルーム (気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団) が飛来していないことを確認したうえで指示する。モニタリング実施中にプルームの飛来が確認された場合には、必要に応じてモニタリングを中止し、速やかに帰庁するよう指示する。

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時に実施する緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等、並びに参集要員及び業務については、以下のとおりである。

1) 緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等

ア 空間放射線量率

① 固定型モニタリングポスト等

県内 12 カ所の固定型モニタリングポスト等 (測定上限: 10 μ Sv/h、揖斐川坂内測定局

のみ 100mSv/h) による 24 時間連続での空間放射線量率の自動測定を実施しており、引き続き監視を継続する。

なお、測定場所等は、2(1)1)のとおりである。

② 可搬型モニタリングポスト

揖斐川坂内測定局に異常があり、その速やかな機能回復が困難な場合等には、揖斐川坂 内測定局の近傍に可搬型モニタリングポスト(測定上限:100mSv/h)を設置し、空間放 射線量率の連続測定を行う。緊急時において、揖斐川坂内測定局が正常に稼働している場 合は、必要に応じて、以下の候補地点から設置場所を選定して活用を検討する。

なお、可搬型モニタリングポストの測定データは、モニタリング情報共有システムにより収集する。

設置候補場所	所 在 地	敦賀原発 からの距離	備考
揖斐川坂内測定局	揖斐川町坂内川上873	34 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
揖斐川町坂内振興事務所	揖斐川町坂内広瀬 924	39 k m	
揖斐川町春日振興事務所	揖斐川町春日六合 3080	52 k m	
揖斐総合庁舎	揖斐川町上南方 1-1	58 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
関ケ原町役場	関ケ原町大字関ケ原 894-58	59 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
池田町役場	池田町六之井 1468-1	61 k m	
垂井町役場	垂井町 1532-1	62 k m	
大垣市上石津地域事務所	大垣市上石津町上原 1380	66 k m	
西濃総合庁舎	大垣市江崎町 422-3	70 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合

③ モニタリングルートによる定点モニタリング

施設敷地緊急事態以降、事故発生の場所や事態の進展に応じて、予め定めた緊急時モタリングルート候補からルートを選定のうえ、ルート上に設定した定点(全 19 ルート、約 180 地点;資料編 5 参照)において、N a I (T 1)シンチレーション式サーベイメータ (TCS-171B;測定上限: $30 \mu \text{ Sv/h}$) で測定 *1 を行う。

また、必要に応じて、西濃県事務所及び揖斐県事務所に配備しているラミセス屋外端末 (タブレット端末)、データロガー及びNaI(T1)シンチレーション式サーベイメータ (TCS-171B) を使用してモニタリングルート上の走行サーベイ*2を行う。

※1 空間放射線量率の測定にあたっての留意点

OIL1やOIL2等との比較に用いられる空間放射線量率は地上1mで測定した場合の空間放射線量率(周辺線量当量率)であるが、モニタリングポスト等の中には測定高さが異なるものもあり、これらによる測定結果を評価する際には、測定高さを考慮に入れて評価する必要がある。また、報告等の際には、測定結果と合わせて測定高さを伝達する必要がある。

※2 ラミセス屋外端末を用いた走行サーベイ

モニタリング車内での測定となるため定点測定より精度は劣るが、広範囲の空間放射線 量率の分布の状況を効率よく把握することが可能である。

イ 大気中放射性ヨウ素濃度(簡易測定)

全面緊急事態に至った場合、以下の候補地点から採取場所を選定のうえ、放射性ョウ素サンプラを用いて試料を採取し、Na I (T 1)シンチレーション式サーベイメータ(TCS-172B)で簡易測定を行う。

設置候補場所	所 在 地	敦賀原発 からの距離
		かりの庇証
揖斐川坂内測定局	揖斐川町坂内川上 873	34 k m
揖斐川町坂内振興事務所	揖斐川町坂内広瀬 924	39 k m
揖斐川町春日振興事務所	揖斐川町春日六合 3080	52 k m
揖斐総合庁舎	揖斐川町上南方 1-1	58 k m
関ケ原町役場	関ケ原町大字関ケ原 894-58	59 k m
池田町役場	池田町六之井 1468-1	61 k m
垂井町役場	垂井町 1532-1	62 k m
大垣市上石津地域事務所	大垣市上石津町上原 1380	66 k m
西濃総合庁舎	大垣市江崎町 422-3	70 k m

ウ 環境試料中の放射性核種濃度

① 土壌等中の放射性核種濃度

地上に沈着した放射性物質の拡がりの確認とその核種組成を把握するため、土壌等中の 放射性核種濃度の測定を行う。

初期対応段階においては、まず $OIL2(20\mu Sv/h)$ を超える空間放射線量率が測定されたモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を速やかに採取し、測定を行う。

② 飲料水中の放射性核種濃度(OIL6に基づく飲食物中の放射性核種濃度の検査の開始前) 飲料水への放射性物質の影響を把握するため、UPZ内にある水源から供給される飲料 水を採取し、測定を行う。

なお、候補地点については、放射性物質の放出中はモニタリング要員の安全を確保する 観点から蛇口水を、放射性物質の沈着後は浄水場等、地域代表性があり効率的に採取できる場所を選定する。

市町名	浄水場等名称 (所在地)	水道事業者名	水源	蛇口水採水場所
揖斐川町	川上簡易水道浄水場 (揖斐川町坂内川上字宮/高1512)	揖斐川町	表流水	揖斐川町坂内川上地内

③ OIL6に基づく飲食物中の放射性核種濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間放射線量率が $0.5 \mu \, \text{Sv/h}$ を超える地域においては、「原子力災害対策マニュアル(平成 28 年 12 月 7 日:原子力防災会議幹事会)」に則って、飲食物の検査計画の策定、実施について厚生労働省・農林水産省等の関係省庁から県に要請があることとされており、関係各部・各班は検査計画を策定し、検査を実施する。緊急時モニタリングチームは、その実施状況の把握、情報収集を行う。

工 気象項目

風向・風速、降水等の気象項目は、県内の揖斐川坂内測定局、福井県内及び滋賀県内の一部の測定局並びに気象庁の気象観測所等で測定を実施しており、モニタリング情報共有システム及び気象庁ホームページ等で情報を収集する。

2) 業務内容

■EMC派遣要員の業務

- ・EMCへの派遣要員(環境管理課: 1名)は、施設敷地緊急事態に至った段階でEMCに向けて直ちに出発 ※交代要員が必要となった場合、さらに環境管理課から1名選任
- ・EMCは、緊急事態が発生した原子力施設に応じて、次の対策拠点施設(オフサイトセンター)に設置

【業務内容】

- ○EMC企画調整グループ企画班への参画
- ・ERC (原子力規制庁緊急時対応センター) 放射線班が福井県、滋賀県及び県の緊急時モニタリング計画及び 緊急時モニタリング実施要領を基に作成した緊急時モニタリング実施計画案について、現地状況等を踏まえて 修正等を実施
- ・ERC放射線班から送付された緊急時モニタリング実施計画に沿って緊急時モニタリングの具体的な内容を決定し、緊急時モニタリングの実施内容等を含む指示書及び緊急時モニタリングに必要な作業手順書(モニタリングルート、地点詳細図、測定・採取方法を記したもの等)を作成
- ・事故の進展によりモニタリング内容等の見直しが必要と判断した場合は、必要なモニタリングについて現地の 立場からERC放射線班へ提案
- ・ERC放射線班が緊急時モニタリング実施計画の見直しを実施する際には、必要な知見を提供
- ・緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、要員及び資機 材等の追加動員リストを作成

【対策拠点施設の設置場所】

緊急事態が発生した原子力施設	現地対策拠点施設	隣接対策拠点施設
日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀オフサイトセンター	
国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構高速増殖原型炉もん じゅ	(福井県敦賀原子力防災センター) 敦賀市金山 99 号 11-4	美浜オフサイトセンター
関西電力(株)美浜発電所	美浜オフサイトセンター (福井県美浜原子力防災センター) 美浜町佐田 64 号毛ノ鼻 1-6	敦賀オフサイトセンター

■緊急時モニタリングチーム要員の業務

		. (1= = 1 lk	の上段は緊急時ゼーダッングナーム、	「校はLMCにおりの巨コセハッ。」
担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
施設敷地緊	【要員の参集状況の確認】			
急事態に該	・警戒事態の環境管理課参集要員か	・警戒事態の環境管理課参集要員か	・警戒事態の環境管理課参集要員か	・警戒事態の環境管理課参集要員か
当する事象	ら電話連絡を受け、環境管理課に	ら電話連絡を受け、環境管理課に	ら電話連絡を受け、各所属に参集	ら電話連絡を受け、各所属に参集
の発生	参集	参集	情報収集管理担当へ要員参集済み	・情報収集管理担当へ要員参集済み
			の旨、FAX及び電話で連絡[様	の旨、FAX及び電話で連絡 [様
EMC設置		・各要員参集状況を把握し、企画調	式1]	式1]
		整担当へ連絡 [様式1]		
モニタリン		【放射線関係システム等の稼働状況の確認】		
グ実施計画		・放射線関係システム及びモニタリン		
の策定		グポスト等の稼働状況を確認		
		・異常発生時には、直ちに維持管理		
		業者に連絡、状況を確認し、企画		
	・異常の状況に応じて、災害情報集	調整担当へ連絡		
	約センター及びEMCへ報告			
		【モニタリングポストの測定値等の監視、取りまとめ】		
		・モニタリングポストの測定値、気		
		象情報等を監視、定時に取りまと		
	・モニタリング結果を災害情報集約	め企画調整担当へ連絡[様式8他]		
	センターへ報告 [様式8他]			
	・必要に応じてEMCへ報告			
		・異常値と考えられる空間放射線量率の上昇等があった場合、直ちに		
		機器の異常の有無を確認し、企画		
	 ・異常の状況に応じて、災害情報集	調整担当へ連絡		
	約センター及びEMCへ報告	※ 以降、継続して実施		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Z. ZIII ABAR C CAR		「ハトロの海性」
				【分析の準備】 ・環境試料を取り扱う前処理室や測
				定器等の汚染防止のため養生を
				実施
)\n=

	A		の上段は緊急時モニタリングチーム、	
担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
	【可搬型モニタリングポストの設置】			
	・測定・採取班(揖斐のみ)へ可搬		(揖斐のみ)	
	型モニタリングポストの設置をF		・指示書に従い、可搬型モニタリン	
	AX及び電話で指示[様式2]		グポストを設置し、情報収集管理	
	※ 警戒事態を経ず施設敷地緊急	可搬型モニタリングポストがモニ	担当へ携帯電話で連絡	
	事態となった場合等に実施	タリング情報共有システムに反映		
	※ プルームの飛来がある場合	されていることを確認し回答、企		
	には、状況に応じて指示	画調整担当へ設置完了の連絡		
全面敷地緊	 【UPZ内の飲料水の採取・分析】			
急事態に該	・EMCの指示書及び作業手順書の			
当する事象	内容を測定・採取班へFAX及び			
の発生	電話で指示(気象情報、活動地域		・指示書に従い、環境試料の採取を	
	の空間放射線量率等、必要情報が		実施、採取記録票等に記録、環境	
放射性物質	あれば付記)[様式3]		試料ラベルを検体に貼付 [様式6	
の放出	・環境試料の分析項目、分析方法、		-12]	・分析指示の電話の際、必要に応じ
	分析の優先順位を分析班へFAX			て分析の進捗状況等を企画調整
	及び電話で指示 [様式3]			担当へ情報提供
	※ プルームの飛来がある場合			
	には、状況に応じて飲料水(蛇			
	口水)の採取のみ揖斐川町に指		・採取完了後、直ちに採取状況、搬	
	示し、検体の回収、分析につい		入予定時刻を携帯電話で情報収集	
	ては後日実施(別途指示)		管理担当へ連絡	
		・搬入予定時刻を企画調整担当へ連		
		絡		
	・搬入予定時刻を分析班へ連絡			・搬入予定時刻の電話の際、必要に
	・分析班の分析進捗状況を把握し、			応じて分析の進捗状況等を企画
	必要に応じて要員、分析場所の追			調整担当へ情報提供
	加等を調整・検討、県での対応が		・採取した環境試料を搬入し、採取	
	困難な場合にはEMCへ要請		記録票を添えて分析班へ引渡し	
			[様式6-①]	

担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当[分析班]
事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
	・モニタリング結果を災害情報集約 センター、薬務水道班及びEMC へ報告[様式8他]	・測定結果をモニタリングポスト等 の測定値とともに定時に取りまと め企画調整担当へ連絡 [様式8、 様式7-④]		・採取記録票の写しを測定・採取班に交付[様式6-①] ・搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成 ・分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡[様式6-①] ・測定が終了した環境試料・分析試料は、必要な期間、適切に保管、管理
放射性物質放出の停止	【空間放射線量率等の測定】 ・EMCの指示書及び作業手順書の内容を測定・採取班へFAX及び電話で指示(気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記)[様式2] ・EMCの指示書の内容、県内の放射線の状況等を踏まえ、EMCの活動に支障とならない範囲で独自モニタリングを検討・立案し、測定・採取班へFAX及び電話で指示[様式2]※ EMCからモニタリングの指示があった時点で、原則として県独自に県内全域の定点モニタリングを実施 ・モニタリング結果を災害情報集約センター及び飲食物検査を所管する関係各部・各班へ報告[様式8他]・必要に応じてEMCへ報告	・測定結果をモニタリングポスト等 の測定値とともに定時に取りまと め企画調整担当へ連絡 [様式8、 様式7-23]	・指示書に従い、サーベイメータに よる測定、可搬型ョウ素サンプラ による試料の採取、簡易測定を実 施し、測定地点ごとに測定値等を 携帯電話(西濃・揖斐はラミセス 屋外端末でも可)で情報収集管理 担当へ報告 ・全地点の測定が終了し、帰庁後、 測定値等をFAX及び電話で情報 収集管理担当へ連絡[様式4,5]	

	A			ト段はEMCにおける担当を示す。)
担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当[分析班]
事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
	【環境試料の採取・分析】			
	・EMCの指示書及び作業手順書の			
	内容を測定・採取班へFAX及び			
	電話で指示(気象情報、活動地域			
	の空間放射線量率等、必要情報が			
	あれば付記)[様式3]			
	・EMCの指示書の内容、県内の放射			
	線の状況等を踏まえ、EMCの活動			
	に支障とならない範囲で独自モニ		・指示書に従い、環境試料の採取を	
	タリングを検討・立案し、測定・採		実施し、採取記録票等に記録、環	
	取班へFAX及び電話で指示 [様式		境試料ラベルを検体に貼付 [様式	
	3]		6-12]	・分析指示の電話の際、必要に応じ
	・環境試料の分析項目、分析方法、			て分析の進捗状況等を企画調整
	分析の優先順位を分析班へFAX		・採取完了後、直ちに採取状況、搬	担当へ情報提供
	及び電話で指示 [様式3]	・搬入予定時刻を企画調整担当へ連	入予定時刻を携帯電話で情報収集	
		絡	管理担当へ連絡	
	・搬入予定時刻を分析班へ連絡			・搬入予定時刻の電話の際、必要に
	・分析班の分析進捗状況を把握し、			応じて分析の進捗状況等を企画
	必要に応じて要員、分析場所の追			調整担当へ情報提供
	加等を調整・検討、県での対応が		・採取した環境試料を搬入し、採取	
	困難な場合にはEMCへ要請		記録票を添えて分析班へ引渡し	・採取記録票の写しを測定・採取班
			[様式6-①]	に交付 [様式6-①]
				・搬入された環境試料を指示書に従
				い前処理し、分析試料を作成
		ᆁᄼᆉᆔᆉᇹᇎᅩᅯᄞᄾᅝᄰᇰᆛᄷ		・分析試料中の放射性核種濃度の測
		・測定結果をモニタリングポスト等		定後、測定結果等の情報を取りま
	・モニタリング結果を災害情報集約	の測定値とともに定時に取りまと		とめ、情報収集管理担当へFAX
	センターへ報告「様式8他」	め企画調整担当へ連絡 [様式8、 様式7-④]		及び電話で連絡[様式6一①]
	・必要に応じてEMCへ報告	探入 (一色)		・測定が終了した環境試料・分析試料
	201-rd 0 121110 IKH			は、必要な期間、適切に保管、管理

			の上段は緊急時モニダリングナーム、	「技体に関しにおける追言をかり。)
担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当[分析班]
事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
	【モニタリング重点地域の検討】 ・県内の環境放射線の状況、国が行う航空機モニタリング結果等を踏まえ、EMCと調整のうえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域(モニタリング重点地域)を決定 ・モニタリング重点区域の決定について、災害情報集約センターへ報告 ・EMCの指示に基づきモニタリング重点地域のモニタリングを実施※・モニタリグの実施手順は、【空間放射線量率等の測定】、【環境試料の採取・分析】と同様			
	【モニタリング結果の再確認】 ・EMCから緊急時モニタリング結果の再確認の依頼があった場合、その内容を確認し、測定・採取班又は分析班へ内容をFAX及び電話で伝達 ・再確認・再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、EMCへ報告・必要に応じて災害情報集約センターへ報告	・再確認結果を取りまとめ、企画調整担当へ連絡	・再確認内容を確認し、測定結果の 見直しを実施(必要に応じて事実 確認や再解析等を実施)・再確認結果を情報収集管理担当へ FAX及び電話で連絡	 ・再確認内容を確認し、測定結果の 見直しを実施(必要に応じて事実 確認や再解析等を実施) ・再確認結果を情報収集管理担当へ FAX及び電話で連絡

(5) モニタリング結果の確認及び公表

1) EMC設置前(警戒事態)におけるモニタリング結果の公表

固定型モニタリングポストの測定結果については、県ホームページを通じリアルタイムで公表しており、これを継続する。

なお、緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。

2) EMC設置後(施設敷地緊急事態以降)におけるモニタリング結果の確認及び公表 ア 緊急時モニタリング結果等の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果(EMCが行うもの。以下同じ。)は、EMCが、不適切な測定 又は処理若しくは機器の異常等による不適切なデータを排除し、測定の妥当性を確認する。 妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから国の原子力事故対 策本部又は原子力災害対策本部に現地の情報を付与し報告する。

また、独自モニタリングの結果については、緊急時モニタリングチーム企画調整担当が、 測定の妥当性を確認する。

イ 緊急時モニタリング結果等の公表

EMCから報告を受けた国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、迅速に公表することとしている。

緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果について、EMCを通じて速やかに入手し、関係機関と情報共有を図るとともに、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。

また、独自モニタリング結果については、緊急時モニタリングチーム企画調整担当が、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。なお、モニタリング結果等の公表の際には、緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、住民等にもわかりやすく伝えられるようEMCと必要な調整を行う。

(6) 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等

1)被ばく管理方法

放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する緊急時モニタリング要 員の具体的な被ばく管理方法は以下のとおりである。

なお、空間放射線量率測定及び環境試料の採取等の実施にあたっては、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

	(======================================	1 1 7 2 7 3 2 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7
企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]
測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当]	測定分析担当岐阜県G 測定·採取班
【個人被ばく線量の管理】 ・放射性物質による被ばく又は汚染		
の可能性がある場所で活動する緊急時モニタリング要員に個人被ば		
く線量計を携行するよう指示[様		・活動期間中の個人被ばく線量を測
式2、3]	・各要員の個人被ばく線量を取りまと	定し、業務終了後、情報収集管理 担当に連絡「様式9〕
	め、企画調整担当へ連絡 [様式 10]	

(上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]
測定分析担当岐阜県G 総括·連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当]	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
・個人被ばく線量が、被ばく管理基準値を超過するおそれがある等、 緊急時モニタリングの実施に支障がある要員がいる場合には、当該 要員を緊急時モニタリング用務から外し、代替要員の確保を検討・ 調整		
【活動の中止、退避の指示等】 ・現地の状況を踏まえ、緊急時モニタリング要員の安全確保が難しい状況に至った又はそのおそれがあると判断した場合は、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避を指示		・企画調整担当からの指示の他、自 身の安全の確保が難しいと判断 した場合は、速やかに活動を中止 し、退避

2) 被ばく管理基準

放射線防護の観点から、緊急時モニタリング要員の活動期間中の外部被ばく線量は、実効線量 50mSv を上限とする。

3)被ばく防止対策

緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動する緊急時モニタリング要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携行、ヨウ素剤の携行を指示する。なお、ヨウ素剤の服用については、EMCの指示を受けて緊急時モニタリングチーム企画調整担当から指示する。

4)機器の汚染防止対策

緊急時モニタリングに使用する機器については、表面汚染を防止するため、ビニール袋に 入れるなど、必ず養生を行うものとする。

(7) 通報がない状態において県のモニタリングポストで 5μ Sv/h 以上の数値を検知した場合の対応環境管理課は、通報がない状態において県が設置している固定型モニタリングポスト等で 5μ Sv/h (施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値) 以上を検知した場合は、直ちに機器の異常の有無等の状況を確認するとともに、機器の異常が認められない場合には、危機管理政策課原子力防災室に連絡する。

危機管理政策課原子力防災室は、国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行う。

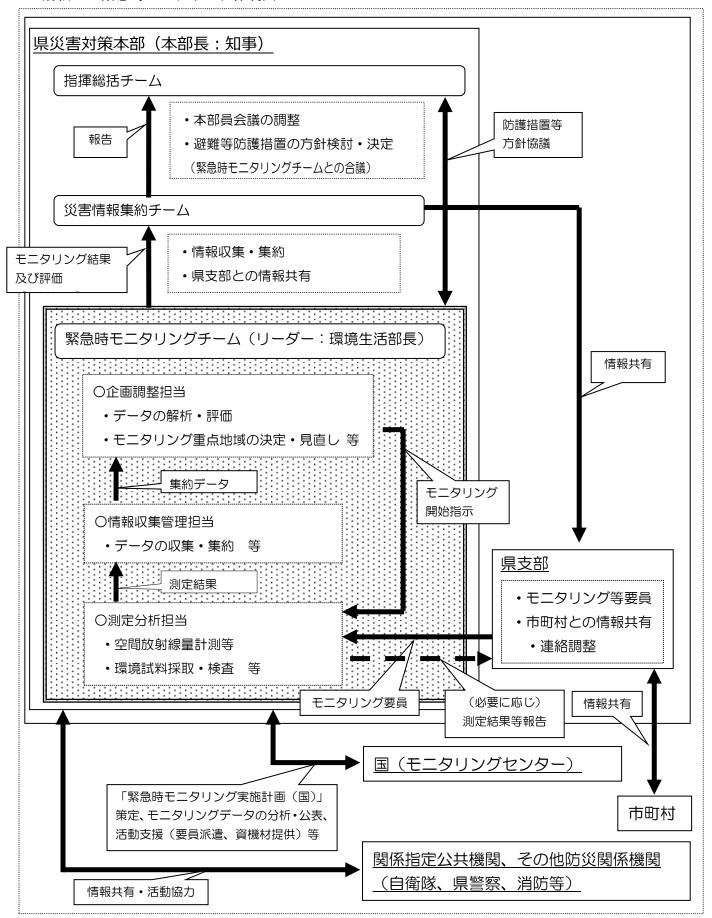
連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、 原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、危機管理政策課原子力 防災室は、その結果について連絡を受け、関係機関への連絡等、必要な対応を行う。

7 その他

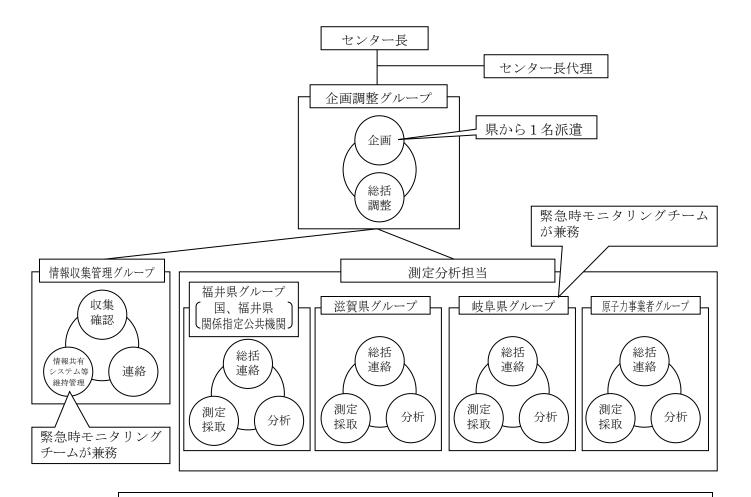
指針において「今後の検討課題」とされている以下の事項については、国による今後の検討結果を踏まえ、本マニュアルを適宜改定する。

- ・中期対応段階及び復旧期対応段階の緊急時モニタリング
- ・モニタリング要員等の安全管理
- ・モニタリング技術の維持
- ・緊急時モニタリングに係る技術的事項
- ・緊急作業に従事している者のモニタリング

別紙1 緊急時モニタリング体制図



別紙2-1 EMCの組織、各担当の役割



センター長(原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長)

- ・緊急時モニタリング実施の全体指揮
- ※センター長が不在の場合は、以下の順でセンター長代理としてその職務を代行
 - ①原子力規制事務所上席放射線防災専門官
 - ②福井県原子力環境監視センター所長

企画調整グループ

企画班

- ・緊急時モニタリング実施計画案の修正
- ・ 指示書、作業手順書の作成
- ・緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案
- ・ERC (国の対策本部) への動員要請リストの作成

総括·調整班

- ・EMC構成機関が行うEMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集
- ・EMCのすべての文書管理
- ・EMCの運営支援

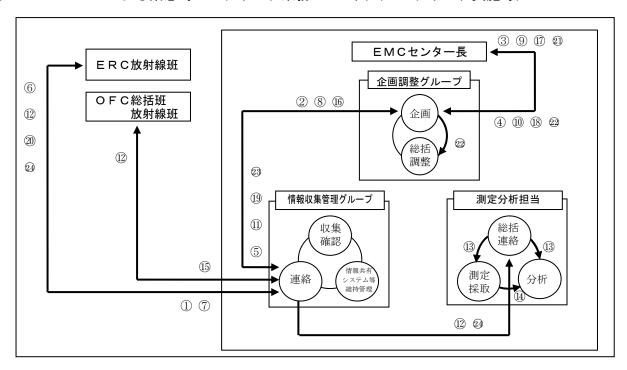
情報収集管理グループ

収集·確認班

- ・緊急時モニタリング結果の整理
- ・緊急時モニタリング結果の関連情報の整理
- ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認
- ・モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与
- ・妥当性確認における再確認

1	
連絡班	・EMCの活動内容の記録 ・ERC放射線班との情報伝達 ・OFC(国の現地対策本部)放射線班との情報伝達 ・EMC内の情報伝達
情報共有シス テム等維持・ 管理班	・情報共有システム及びテレメータ等の監視・維持 ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視・維持 ・異常値への対応
測定分析担当	
総括・連絡班	 ・チーム編成 ・指示書の共有及び測定、分析の指示 ・緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報管理グループへの報告 ・分析班の分析進捗状況確認 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・EMC情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・緊急時モニタリング要員の安全管理
測定・採取班	・指示書に基づいた測定対象地点における空間放射線量率の測定及び指定地点における環境試料の採取の実施・空間放射線量率の測定結果等の報告・採取した環境試料の分析班への引き渡し・緊急時モニタリング要員の被ばく管理
分析班	・作業場所及び測定器の汚染防止のための養生・採取した環境試料の前処理・分析試料の測定及び測定結果の報告・分析進捗状況の報告・環境試料の保管

別紙2-2 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図(モニタリング実施等)



ERC放射線班

緊急時モニタリング実施計画案をEMC情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ① \downarrow

情報収集管理グループ 連絡班

ERC放射線班から送付された緊急時モニタリング実施計画案を受領し、企画調整グループ企画班へ送付する。

②↓

企画調整グループ 企画班

地方公共団体の緊急時モニタリング計画、緊急時モニタリング実施要領等を基に現地状況 に応じて同実施計画案の修正及び関連資料の添付等を行い、センター長へ送付する。

3 ↓

センター長

企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング実施計画案等の確認を行い、 承認する。

 \bigcirc

企画調整グループ 企画班

センター長が承認した緊急時モニタリング実施計画修正案等を情報収集管理グループ連絡 班へ送付する。

⑤↓

情報収集管理グループ 連絡班

緊急時モニタリング実施計画案をERC放射線班へ送付する。

ERC放射線班

現地状況を踏まえ、緊急時モニタリング実施計画案をまとめ、原子力規制委員会の承認を 得て緊急時モニタリング実施計画を決定する。

急時モ

タ

IJ

ン

グ

実

施計

画

ഗ

作

成

緊

ERC放射線班

緊急時モニタリング実施計画を、EMC情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

情報収集管理グループ 連絡班

ERC放射線班から送付される緊急時モニタリング実施計画を受領し、企画調整グループ 企画班へ送付する。

(8) ↓

企画調整グループ 企画班

緊急時モニタリング実施計画に基づき、指示書案を作成するとともに、緊急時モニタリン グに必要な作業手順書案(モニタリングカーの走行ルート等)を作成する。なお、指示書 案及び作業手順書案の作成にあたっては、EMC構成機関の測定分析担当が取りまとめた 個人被ばく線量記録及びEMC構成機関の被ばく管理基準を基に決定し、センター長へ送 付する。

(9) ↓

指

示

書 0

作

成

緊

急

畤

Ŧ

タ

IJ

グ

の

実 施

緊

急

時

センター長

企画調整グループ企画班から送付された指示書及び作業手順書案を承認する。

企画調整グループ 企画班

指示書及び作業手順書を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

(11) ↓

情報収集管理グループ 連絡班

指示書及び作業手順書を測定分析担当 総括・連絡班、ERC放射線班、OFC放射線班に 連絡及び共有する。

(12) \

測定分析担当 総括·連絡班 ERC放射線班 OFC放射線

指示書及び作業手順書を確認する。

測定分析担当各グループ 総括・連絡班

測定分析担当の各グループ総括・連絡班は、指示書に従って、測定・採取班の担当要員を 決定する。また、選抜された測定要員に対して、作業手順書に従って、モニタリングカー の走行ルート、サーベイメータの測定地点、分析試料の採取項目等を指示する。

また、指示書及び作業手順書に従って、分析班に分析方法、分析試料の優先順位等を指示 する。

(13) ↓

測定分析担当各グループ 測定・採取班

指示書及び作業手順書に従って、モニタリングカーの走行ルート、測定対象地点等におけ る空間放射線量率の測定を実施する。

指示書及び作業手順書に従って、指定地点における分析試料の採取を実施し、採取した分 析試料を採取記録表とともに測定分析担当分析班へ引き渡す。

(14) \

測定分析担当各グループ分析班

測定・採取班が採取した分析試料を、指示書及び作業手順書で指示された分析方法によっ て前処理し、分析試料を測定する。

OFC放射線班

気象情報、プラント情報等OFC機能班が収集した情報を情報収集管理グループ連絡班へ 送付する。

(15) L

情報収集管理グループ 連絡班

OFC放射線班から送付された情報を企画調整グループ企画班に送付する。

モ | 企画調整グループ 企画班

情報収集管理グループ連絡班より得られた現地情報、現地の知見を考慮して、事故の進展により、調査内容等の見直しが必要と判断した場合は、緊急時モニタリング実施計画改訂案を作成し、センター長へ送付する。

① ↓

タ

IJ

グ

実

施

計

画

ത

改

訂

要

員

等

ഗ

追

加

遣

センター長

企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング実施計画の改訂案を確認し、 承認する。

(18) \

企画調整グループ 企画班

緊急時モニタリング実施計画改訂案を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

(19) ↓

情報収集管理グループ 連絡班

企画調整グループ企画班が作成した緊急時モニタリング実施計画改訂案をERC放射線班 へ送付する。

20 ↓

以下、「緊急時モニタリング実施計画」に基づくEMC内の流れと同様

企画調整グループ 企画班

緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、要員及び資機材の追加動員のリストを作成し、センター長へ送付する。

② ↓センター長

企画調整グループ企画班から送付された動員要請リストを確認し、承認する。

② ↓

企画調整グループ 企画班

承認された動員要請リストを情報収集管理グループ連絡班へ送付するとともに、企画調整 グループ総括・調整班と共有する。

23 L

派 | 情報収集管理グループ 連絡班

承認された動員要請リストをERC放射線班へ送付し、追加派遣を要請する。

② ↓

ERC放射線班

動員リストを確認し、予め策定される動員計画に基づいて動員する。

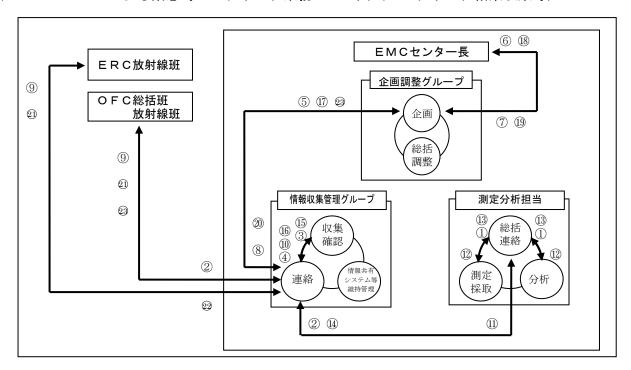
企画調整グループ 総括・調整班

関係周辺都道府県及び原子力事業者の測定分析担当 総括・連絡班

OFC内EMC及び所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者の測定分析担当に追加派遣される要員の受け入れ態勢を整える。

- 30 -

別紙2-3 EMCによる緊急時モニタリング業務フロ一図(モニタリング結果収集等)



測定分析担当 測定・採取班

各測定地点の空間放射線量率の測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム又は電話を用いて測定結果を連絡し、次の測定地点へ移動する。

すべての測定・採取が終了後、現地情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

測定分析担当 分析班

分析試料の放射性核種濃度測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等を用いて 測定結果を送信し、次の測定を行う。

すべての測定が終了後、測定に係る情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

 $(1) \downarrow$

測定分析担当 総括・連絡班

測定分析担当測定・採取班及び分析班から送付された関連情報を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

OFC放射線班

OFC各機能班から収集した現地情報(気象情報、プラント情報等)をまとめ、情報収集 管理グループ連絡班へ送付する。

2 ↓

情報収集管理グループ 連絡班

測定分析担当 総括・連絡班から送付された関連情報及びOFC放射線班から送付された現地情報を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。

3)↓

情報収集管理グループ 収集・確認班

情報収集管理グループ収集・確認班は、関連情報、現地情報等を用いて測定器の故障の有無等を含めた妥当性確認を行う。

妥当性確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を情報収集管理グループ連絡 班へ送付する。

 \bigcirc

情報収集管理グループ 連絡班

妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報、現地情報等を企画調整グループ企画班へ送付する。

緊急時

Ŧ

タ

IJ

グ

結

果

の

収

集

確

認

⑤ ↓

糸急時

Ŧ

ン

グ

結

果

集

確

企画調整グループ 企画班

情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、センター長へ送付する。

(6) ↓

センター長

タ 企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報 **リ** 等を確認し、承認する。

 \bigcirc

企画調整グループ 企画班

センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

(8) ↓

の|(収)情報

情報収集管理グループ 連絡班

企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等をERC放射線班及びOFC放射線班へ送付する。

(9) ↓

認 OFC放射線班

情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を所 在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。

情報収集管理グループ 収集・確認班

測定分析担当の緊急時モニタリング結果に再確認の必要がある場合は、内容を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

① ↓

情報収集管理グループ 連絡班

情報収集管理グループ収集・確認班が取りまとめた緊急時モニタリング結果の再確認内容 を測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

(11) ↓

測定分析担当 総括・連絡班

情報収集管理グループ連絡班から送付された再確認内容を確認し、測定・分析担当測定・ 採取班又は測定分析担当分析班へ内容を伝達する。

① ↓

測定分析担当 測定・採取班又は分析班

再確認内容を確認し現地で実施した空間放射線量率の測定結果又は分析試料の放射性核種 濃度測定結果の見直しを行い、必要に応じて事実確認や再解析等を実施し、その結果を測 定分析担当総括・連絡班へ送付する

(13) ↓

再

調

杳

0

確認

|測定分析担当 総括・連絡班

測定分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班からの確認結果、再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

(14) ↓

情報収集管理グループ 連絡班

測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた確認結果、再解析結果、その関連情報等を情報 収集管理グループ収集・確認班へ送付する。

15 ↓

情報収集管理グループ 収集・確認班

情報収集管理グループ連絡班から送付された確認結果、再解析結果、その関連情報等を用いて妥当性確認を行う。

妥当性を確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報を情報収集管理グループ連絡 班へ送付する。

(16) ↓

- 32 -

緊急時モニタリング評価結果の

情報収集管理グループ 連絡班

妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を企画調整グループ企画班へ送付する。

(17) ↓

企画調整グループ 企画班

情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を 確認し、センター長へ送付する。

(18) ↓

査 センター長

再

調

0

確

認

企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を確認し、承認する。

(19) ↓

企画調整グループ 企画班

センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

20 ↓

情報収集管理グループ 連絡班

企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果を測定結果として、その関連情報とともにERC放射線班及びOFC放射線班へ送付する。

② ↓

OFC放射線班

情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を所 在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。

ERC放射線班

EMCからの緊急時モニタリング結果を受領し、緊急時モニタリング結果の評価を行う。 緊急時モニタリング評価結果を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

情報収集管理グループ 連絡班

ERC放射線班から緊急時モニタリング評価結果を受領後、緊急時モニタリング評価結果をEMC各グループおよびOFC放射線班へ共有する。

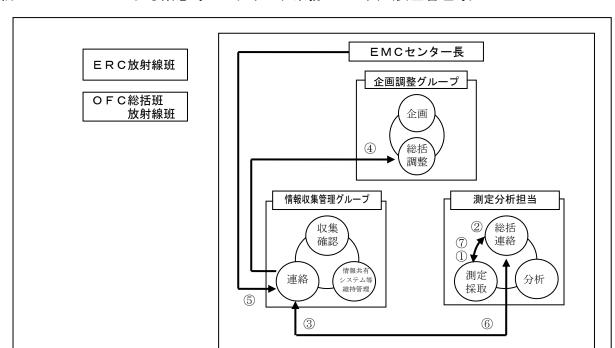
② ↓

OFC放射線班

情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び評価結果を、OFC各機能班、所在都道府県及び関係周辺都道府県へ送付する。

また、合同対策協議会での説明資料を作成するとともに、同協議会において所在都道府県、関係周辺都道府県及び関係市町村へ緊急時モニタリング評価結果を説明する。

別紙2-4 EMCによる緊急時モニタリング業務フロ一図(安全管理等)



測定分析担当総括•連絡班

緊急時モニタリングを実施する測定分析担当測定・採取班の緊急時モニタリング要員に個 人被ばく線量計及び安定ヨウ素剤を配布し携行させる。

 $(1) \downarrow$

測定分析担当測定 • 採取班

緊急時モニタリング要員は、緊急時モニタリング活動中は個人被ばく線量計を所定の位置 に装着するとともに安定ヨウ素剤を携行する。

活動を終えた緊急時モニタリング要員は、個人被ばく線量計及び残った安定ヨウ素剤を返 却するとともに、活動期間中の個人被ばく線量を記録し、測定分析担当総括・連絡班へ送 付する。

② ↓

個 人

被

ば

<

線

量

管

玾

測定分析担当総括・連絡班

緊急時モニタリング要員の活動中の個人被ばく線量を記録するとともに、要員が複数回の 活動を実施している場合は、積算線量を計算する。

活動中の個人被ばく線量及び積算線量を取りまとめ保管するとともに、情報収集管理グル ープ連絡班へ送付する。

③ ↓

情報収集管理グループ連絡班

測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた、個人被ばく線量記録を企画調整グループ総括・ 調整班へ送付する。

(4) ↓

企画調整グループ総括・調整班

測定分析担当総括・連絡班から送付された個人被ばく線量及び積算線量の結果を保管し、 次回の緊急時モニタリング活動を行う要員や追加動員を決める際の参考とする。

センター長

センター長は、現地の状況を踏まえ、EMC構成要員の安全確保が難しい状況に至った際 退 又は恐れがあると判断した場合は、測定分析担当総括・連絡班に屋外で活動する緊急時モ 避 ニタリング要員に対して活動の中止及び退避指示を情報収集管理グループ連絡班に指示す 指 る。

⑤ ↓

示

情報収集管理グループ連絡班

緊急時モニタリングの活動中止及び退避指示を各測定分析担当の各グループ総括・連絡班に速やかに連絡する。

⑥↓

退|測定分析担当総括・連絡班

避指示

センター長の指示に従い、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング活動の中止を指示するとともに、退避を指示する。

⑦↓

屋外で活動する緊急時モニタリング要員

測定分析担当総括・連絡班からの指示に従い、緊急時モニタリング活動を中止し、速やかに退避する。ただし、退避については、屋外で活動する緊急時モニタリング要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合は、速やかに退避する。

資料編

1	緊急連絡先一覧	37
2	各種様式	
	様式1 緊急時モニタリング要員参集状況連絡票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	様式2 緊急時モニタリング活動指示書(空間放射線量率・大気中放射性ヨウ素濃度測定・可擬型MP設置等)・・・	39
	様式3 緊急時モニタリング活動指示書(環境試料採取・分析)	40
	様式4 サーベイメータによる空間放射線量率測定結果記録票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	様式5 ヨウ素サンプラーによる放射性ヨウ素測定結果記録票 ・・・・・・・・・・	42
	様式6-① 環境試料採取記録票 兼 分析結果記録票	43
	様式6-② 環境試料ラベル	44
	様式 6 - ① 緊急時モニタリング結果総括票 ······	45
	様式6-② サーベイメータによる空間放射線量率測定結果集計表	46
	様式7-③ ヨウ素サンプラーによる放射線ヨウ素測定結果集計表	47
	様式7-④ 環境試料採取·分析結果集計表 ·····	48
	様式8 モニタリング結果の概要と評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	様式9 個人被ばく管理票	50
	様式 10 モニタリング要員被ばく管理票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
3	放射線等監視体制図 ····································	52
4	緊急時モニタリングルート候補	
	緊急時の定点モニタリングの考え方	53
	岐阜県内モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	岐阜地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	西濃地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	揖斐地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	中濃地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	可茂地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	東濃地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	恵那地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	飛騨地域モニタリングルート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
5	放射線量測定器の操作方法	
	シンチレーションサーベイメータ (TSC-1718) の取扱方法	71
		75
6	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

1 緊急連絡先一覧

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
県災害情報集約センター	058-272-1034	058-271-4119	
県環境管理課	058-272-8230~8232 73-400-2-2830~2836	058-278-2610	
岐阜地域環境室	058-272-1920 73-400-2-3240~3245	058-278-3524	
西濃県事務所	0584-73-1111(代表) 73-430-2-221~225	0584-74-9428	
揖斐県事務所	0585-23-1111(代表) 73-450-2-210~212	0585-22-1829	
中濃県事務所	0575-33-4011(代表) 73-490-2-213~216	0575-35-1492	
可茂県事務所	0574-25-3111(代表) 73-510-2-215~219	0574-25-3934	
東濃県事務所	0575-23-1111(代表) 73-530-2-212~218	0572-25-0079	
恵那県事務所	0573-26-1111(代表) 73-540-2-215~217	0573-25-7129	
飛騨県事務所	0577-33-1111(代表) 73-570-2-220~226	0577-33-1085	
防災交流センター	058-277-5380(代表)	058-277-5385	
関ケ原町役場	0584-43-1111(代表)	0584-43-3122	
揖斐川町役場	0585-22-2111(代表)	0585-22-4496	
保健環境研究所	058-380-2100(代表)	058-371-5016	
岐阜地方気象台 防災業務課	058-271-4108	058-271-4102	
(株)日立製作所 中部支社			岐阜県放射線ネット ワークシステム 可搬型モニタリング ポスト
(株)日立製作所 ヘルスケア 名古屋分析システム営業所			岐阜県環境放射線モ ニタリングシステム
(公財)原子力安全技術センター			モニタリング情報共有 システム (ラミセス)
原子力規制庁監視情報課	03-5114-2125	03-5114-2185	
原子力規制庁敦賀原子力規制事務所 (敦賀オフサイトセンター)	0770-25-8661	0770-25-8662	
原子力規制庁美浜原子力規制事務所 (美浜オフサイトセンター)	0770-37-2290	0770-37-2291	

所 属

[備考]

測定分析担当 → 情報収集管理担当

平成 年 月 日 時 分

緊急時モニタリング要員参集状況連絡票

No.		出動	力日時		職名	氏 名
1	月	日	時	分		
2	月	日	時	分		
3	月	日	時	分		
4	月	日	時	分		
5	月	日	時	分		
6	月	日	時	分		
7	月	日	時	分		
8	月	日	時	分		
9	月	日	時	分		
10	月	日	時	分		
11	月	日	時	分		
12	月	日	時	分		

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
測定分析担当 → 情報収集管理担当			

平成 年 月 日 時 分

緊急時モニタリング活動指示書

(空間放射線量率・大気中放射性ヨウ素濃度測定・可搬型モニタリングポスト設置)

			所	属		氏	名	過:	去累積線量	(mSv)
	構 成 員									
浔	動内容									
	ロ 可搬型モニタリン	グポ	スト	(口 新規設	置、口	〕移設、	□ 回収)			
	設置場所									
	□ 定点モニタリング	•								
	検出器	NaI	シンチし	ノーション式†	ナーベ	イメータ	タ (TCS-171B))		
	測定条件	高さ	: 1 m	時定数:30	秒					
	モニタリングルートNo									
	地点No									
	測定頻度									
	走行サーベイ要否									
	□ 大気中放射性ョウ	素濃	度(簡易	測定)						
	採取器、ろ紙種類	LV-	40BR、活	性炭含浸集團	■ろ紙.	、活性炭	きカートリッシ	ز		
	採取条件	流量	基率	L/min	捕集	時間	分			
	検出器	NaI	シンチし	ノーション式 ⁺	ナーベ	イメータ	タ (TCS-172B))		
	採取地点No									
	採取・測定地点									
	測定頻度									
ß	護具等の使用指示									
	□ 防護服着用 □	〕防訓	蒦マスク:	着用 □	ョウ	素剤服用	用 口 個	人被	ばく線量計	·着用
		〕防詞	護マスク	携行 □	ョゥ	素剤携征	Ŧ			
	□ その他()
指	示・連絡事項									
il.	殖信欄		:	発信者氏名			発信日時		受信者	氏名
企	:画調整担当 → 測定分析担当									

平成 年 月 日 時 分

緊急時モニタリング活動指示書

(環境試料採取・分析)

【環境試料採取	!]							
			所属		氏 名		過去累積線	量 (mSv)
+# -1 - !	_							
構成	₹							
	-							
試料番号	採取試	料名		採取地	点 点		採取量	空間放射線量率 測定要否
防護具等の使用	指示	'				•		
口 防護服着用] 🗆	防護マス	スク着用 □	コラウ素	長剤服用	□個。	人被ばく線量	計着用
口 防護服携行	, –	防護マス	スク携行 □]ヨウ素	長剤携行			,
日 その他(指示・連絡事項)
一								
【環境試料分析								
分析機関								
分析試料	上記	このとおり) (採取・搬入は	上記所	属が実施)			
搬入方法	□i	直接搬入	. □ 宅急便		その他()
搬入予定日時	平成	₹	月	日	時	分		
分析機器								
対象核種		¹³¹ 【 その他	□ ¹³⁴ Cs □] ¹³⁷ C	S)
試料の保管			<u>`</u>	実施)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
四八个イソノ 休 日		その他	()
指示・連絡事項								
通信欄			発信者氏名		発信日	——— 時	受信者	氏名
企画調整担当 → 測定分	析担当(採取担)	当)						
企画調整担当 → 測定分	析担当(分析担)	当)						

サーベイメータによる空間放射線量率測定結果記録票

測		定		年	月		日	
測	定	者	所	属		氏	名	
測		定			条		件	天候: 測定高さ:1m
				種			類	
サメ		ベイタ	m	型			式	
				シリ	リアル	No ((SN)	

Ŧ	ミニタリングルートNo									
地点	測定地点名称	時定数	測定開始時刻	測定值1	測定値2	測定值3	測定值4	測定値5	平均値	備考
No	测足地思石协	(s)	测处闭知时刻	時定数×3	時定数×4	時定数×5	時定数×6	時定数×7	十月恒	1佣-/5
			•							
			•							
			•							
600000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000		ol moonnoonnoonnoonnoonnoonnoon	***************************************					***************************************	.00000000000000000000000000000000000000
			-							
***************************************	***************************************		***************************************	•						

***************************************			•							
***************************************	***************************************			***************************************				***************************************	***************************************	

測定値及び平均値の単位はµ Sv/h(毎時マイクロシーベルト)

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名	
測定分析担当→情報収集管理担当				

ヨウ素サンプラーによる放射性ヨウ素測定結果記録票

測定年月日			天候	
測定者所属·氏名			•	
	地点番号			
	試料採取場所			
	エアサンプラー型式			
	ろ紙種類			
試料採取	採取開始時刻		開始時流量 (L/min)	
	採取終了時刻		積算流量 (L)	
	捕集時間[ts] (min)		平均流量[F] (L/min)	0
	特記事項	雨天の場合は屋根のある場うにすること。	所等で捕集し、エアサンプラの	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		型式	TCS-	172B
	NaIシンチレーション サーベイメータ	シリアルナンバー		
		換算計数[K ₂]	3.5×10^{1}	(Bq/s ⁻¹)
		計測開始時刻		
		時定数(s)		
		測定值1(s ⁻¹)		
	バックグラウンド計測	測定值2(s ⁻¹)		
	・・ファクラブランド部 原	測定值3(s ⁻¹)		
放射能計測		測定値4(s ⁻¹)		

Cr=-	n×K ₂
Gr — —	$F \times 10^{-3} \times ts \times \dot{\eta} / 100$

試料計測

濃度測定値[Cr](Bq/m³)

Cr: 大気中の放射性物質の濃度(Bq/m³)

測定値5(s⁻¹) 平均値[nb] 計測開始時刻 時定数(s)

試料指示値[ns] バックグラウンド[nb] 正味値[n=nb-ns]

n: 試料の正味値(s⁻¹) F: 平均流量(L/min)

ts: 捕集時間(min)

ή: 集塵の捕集効率(100%)

K₂: 換算係数(Bq/s⁻¹)

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
測定分析担当→情報収集管理担当			

測定分析担当[測定·採取班] → 測定分析担当[分析班]

測定分析担当[分析班] → 情報収集管理担当

測定分析担当[測定·採取班]

環境試料採取記録票 兼 分析結果記録票

									試料	番号				
l v	取担当者		所属・氏	名										
1木	双担当有		連絡	ŧ	TEL :				FAX	X :				
採	取試料名													
採	取日時		平成	年	<u>:</u>	月	日	時		分				
採	取場所													
採	取量													
採	取場所の	測定機器								シリアル	νNο			
	間放射線	測定条件	天候:		;	測定高	さ:1m	1	·	時 定	数			
量	率測定	測定結果										平均值		$\mu{ m Sv/h}$
搬	入方法		□ 直接捌	投入		宅急便		その他	()
分	析担当への	搬入日時	平成	年	Ξ.	月	日	B	ŧ	分				
	入担当者	■人は*****	所属・氏	名										
	採取担当者と同じ場 8急便利用の場合(8		連絡	ŧ	TEL :				F	AX :				
	Λ . 1Π . 1/2 . 1/2		所属・氏	名										
党	領担当者		連絡	ŧ	TEL :				F	AX :				
特	記事項		採取場所	の詳	細地点	がわか	る地図等	を添ん	けするこ	٤٤.				
				_										
分	析担当者		所属・氏											
			連絡		TEL :					4X :				
	析日時		平成	年	月	日	時	分 ^	-	月	日	時	分	
	析機器													
分	析結果				1	ı							1	
	核種		¹³¹ I		¹³⁴ C	s	¹³⁷ C	s						
	分析值	()												
	[検出下限	值]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
特	記事項													
٠3	/云 +四				5N, 1=	= * # \$	•		<i>∞ </i>				におけ	<i>P</i>

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
情報収集管理担当			
測定分析担当[分析班] →測定分析担当[測定・採取班]			

環境試料ラベル

				試料番号	
拉萨 布尔 本	所属・氏名				
採取担当者	連絡先	TEL :		FAX:	
採取試料名					
採取日時	平成 年	月	日 時	分	
採取場所					
特記事項					

[※] 採取試料の容器等に貼付すること。

単位:μ Sv∕h

緊急時モニタリング結果総括票 第〇報(/::)

平成 年月日 時 分現在

(1) 気象情報収集結果

測定場所	測定項目	月	日	月	日	月	日	月	日	月 日	月	日	月	日	月	日	月	日	備考
測足物質	測足項目	:		:		:		:		:	:		:		:		:		1佣-右
	風向																		
揖斐川坂内	風速																		
	降雨量																		
	風向																		
	風速																		
	降雨量																		

[※]ラミセス及び気象庁HPから風向風速及び降雨に関する情報が掲載された地図情報を入手して添付

(2)固定モニタリングポスト

単位:μ Sv/h

【県内】

Wich E		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	= _ /	= 45
測定局	平常時	:		:		:		:		:		:		:		:		最大/	取少
防災交流センター(岐阜市)																		0.000	0.000
保健環境研究所(各務原市)[高さ:12m]																		0.000	0.000
西濃総合庁舎(大垣市)																		0.000	0.000
揖斐総合庁舎(揖斐川町)																		0.000	0.000
揖斐川町坂内川上地区内(揖斐川町)																		0.000	0.000
関ヶ原町役場(関ヶ原町)																		0.000	0.000
東濃総合庁舎(多治見市)																		0.000	0.000
中濃総合庁舎(美濃市)																		0.000	0.000
郡上総合庁舎(郡上市)																		0.000	0.000
恵那総合庁舎(恵那市)																		0.000	0.000
飛騨総合庁舎(高山市)																		0.000	0.000
下呂総合庁舎(下呂市)																		0.000	0.000

【福井県(敦賀エリア)】

測定局	月	П	月	日	月	日	月	П	月	日	月	日	月	日	月	日	最大/	是小
nel)E 10]					:		:						:				取八/	政少
福井県·立石局																	0.000	0.000
福井県·浦底代替観測局																	0.000	0.000
福井県·敦賀局																	0.000	0.000
	·		, i		•						·		•					

【福井県(もんじゅエリア)】

測定局	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	E	最大/	显小
炽 足 向	:		:		:		:		:		:		:		:		取八/	取少
福井県·白木局																	0.000	0.000
福井県·白木峠局																	0.000	0.000
もんじゅMP1																	0.000	0.000
もんじゅMP2																	0.000	0.000
もんじゅMP3																	0.000	0.000
もんじゅMP4																	0.000	0.000
もんじゅMS																	0.000	0.000
ふげんMP2																	0.000	0.000
松ヶ崎MS																	0.000	0.000

【福井県(美浜エリア)】

測定局	月	日	月	日	月	日	月	日	月日	日	月	日	月	日	月	日	最大/	- 小
炽 足 向	:		:		:		:		:		:		:		:		取入/	取少
福井県・丹生局																	0.000	0.000
福井県·竹波局																	0.000	0.000
福井県·坂尻局																	0.000	0.000

【滋賀県】

測定局	月	日	月	日	月	日	月	日	月日	3	月	日	月	日	月	日	最大/	显小
网 足局			:		:		:		:		:		:				取八/	取少
余呉局																	0.000	0.000
西浅井局																	0.000	0.000
マキノ局																	0.000	0.000
										Ī								

サーベイメータによる空間放射線量率測定結果集計表

モニタリ	ング	地点	Suich Like to The	`aich C	``~\ c^\ n+ +\\	測定	≅条件		サーベイメータ		測定値	/## -
ルート	No	No	測定地点名称	測定日	測定時刻	天候	測定高さ (m)	種類	型式	シリアル No	測定値 (μ Sv/h)	備考

ヨウ素サンプラーによる放射性ヨウ素測定結果集計表

採取地	点	=+ 씨 4쬬 마니 무디		採取開始	採取終了	測定	条件		サーベイメータ		測定値	##
採取地 番号		試料採取場所	測定日	採取開始 時刻	採取終了 時刻	捕集時間 (min)	平均流量 (L/min)	種類	型式	シリアル No	(Bq/m3)	備考

環境試料採取・分析結果集計表

					1						/J 1/		_									
試:	料	採取試料名	採取日	採取 時刻	採取場所	採取(単位)	マ量 これ	分析機関		分析	日時		分析機器				分析結	課/検出	下限値			備考
番:	号	1本4X104十七	採収口	時刻	[本4文物77]	(単作	位)	刀 忉 1成民	開始日	開始時刻	終了日	終了時刻	23 171 19发 fair	1;	³⁴ I	134	Cs	137	Cs		単位)推 与
	1																					
	+																					
			 																			
	-																					
-																						
																						·
																						·
			ļ																			

緊急時モニタリングチーム → 災害対策本部(指揮総括チーム)

第報

モニタリング結 果 の概 要 と評 価

報	告 時	間	年	月	日	時	分	
報	告	者						

1 モニタリング結果の概要(月 日 時 分までのデータ)

項目	モ ニ タ リ ン グ 結 果
	全〇箇所中〇箇所実施済み
型 間 放 射 線 量 率	※測定データは別紙のとおり
 大気中	全〇箇所中〇箇所実施済み
放 射 性	※測定データは別紙のとおり
ヨウ素濃度	
□環 境 試 料 中 □ 放射性核種濃度	

2	評価(現在の状況及び今後の見诵	1)
_	at IIII (1 tr 1 tr 0 1 1 A 7 J 1 A 7 T 1 A 7	/

平成 年 月 日

個人被ばく管理票

所属	・氏名									
連絡先 TEL:						FAX:				
活動	年月日			平成	年	月	日			
測定	条件			①天候		□晴れ	口曇り		雨 □雪	
				②そのf	也					
No.			活	動時間	•		活動場所			活動内容
1	時	分	~	時	分					
2	時	分	~	時	分	•				
3	時	分	~	時	分	•				
4	時	分	~	時	分	•				
5	時	分	~	時	分					
線量	計			型式					管理番号	
活動	前指示値①)								μSν
活動	後指示値②)								μSν
被ば	く線量 ③	(2-	-(1)							μSν
過去	累積線量④)								μS v
累積線量 ⑤ (③+④)								μS v		
[備:	[備考]									
確認者 所属・氏名			氏名							
通信欄 測定分析担当 → 情報収集管理担当			多	美信者氏名	i I		発信日時	受信者氏名		

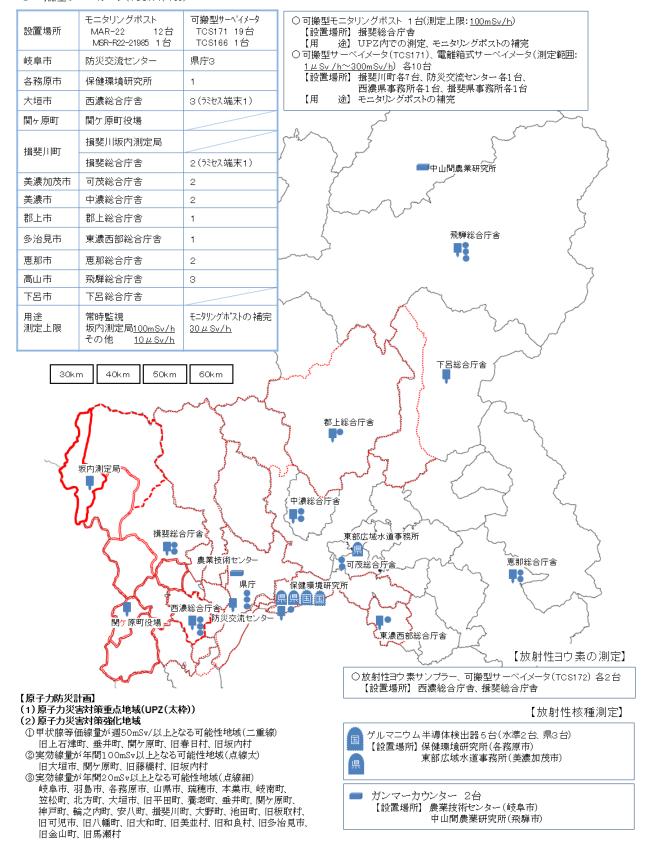
通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
測定分析担当 → 情報収集管理担当 			

モニタリング要員被ばく管理表

地域	所属	氏名		活動	時間		活動内容	被ばく線量 (mSv)	過去累積 線量 (mSv)	累積線量	備考
地域	DI A	Д П	開始日	開始時刻	終了日	終了時刻	冶 期内 台	(mSv)	₩里 (mSv)	(mSv)) 拥 石

【空間放射線量率の測定】

- モニタリングポスト
- 可搬型サーベイメータ(TCS171、166)



4 緊急時モニタリングルート候補

○緊急時の定点モニタリングの考え方

(1) 実施方法

- ○県地域ごとに、予め設定したモニタリングルートにより定点モニタリング
 - ・1ルート=1班2名体制でモニタリング

─ 岐阜:3班6名、西濃:3班6名、揖斐:2班4名、可茂:2班4名、○ 中濃:3班6名、東濃:1班2名、恵那:2班4名、飛騨:3班6名

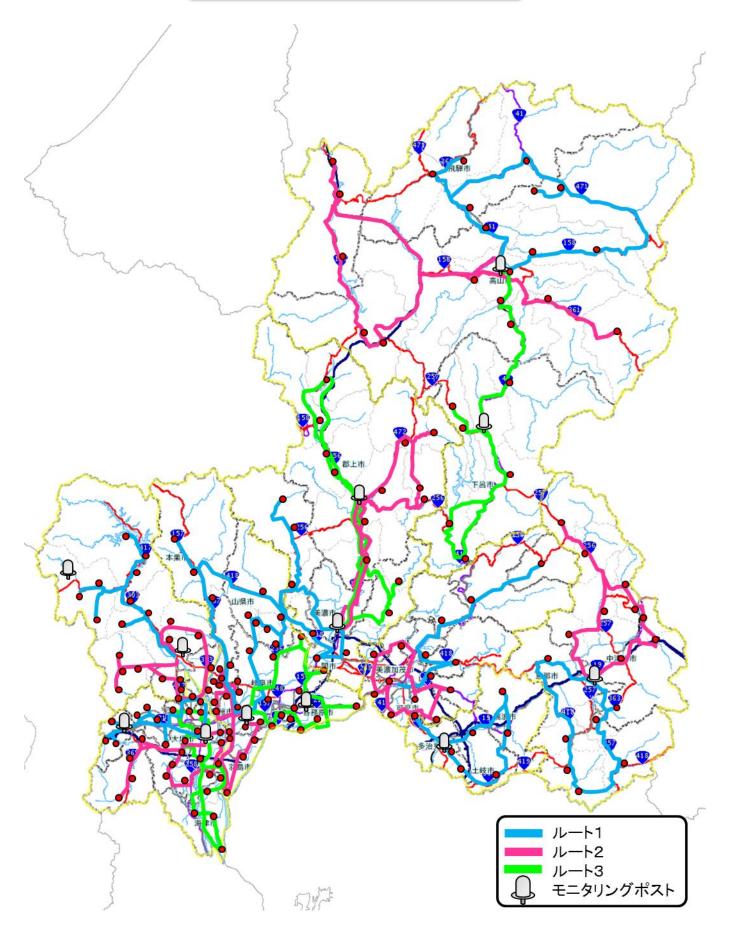
(2) モニタリング地点の数

- ○平成大合併前の旧市町村ごとにモニタリング地点数を設定
 - ⇒旧市町村すべてに1地点を設定するほか、以下のとおり地点数の上積み等を実施
 - ・可住面積 31.4 k m² を超えるごとに 1 地点上積み
 - ・県の拡散シミュレーション結果を踏まえた上積み
 - ①甲状腺等価線量50mSv/週以上又は実効線量100mSv/年以上:3地点上積み
 - ②実効線量20mSv/年以上:1地点上積み ※固定モニタリングポストの設置がある場合には、1地点減

(3) モニタリング地点の場所

- ○旧市町村ごとに、住居密集の状況、各地点の位置関係を総合勘案して設定
 - ・1地点目は、旧市町村役場
 - ・2地点目以降は、災害時の避難施設の中から、旧市町村内での住居密集の状況や各地点の位 置関係を総合勘案

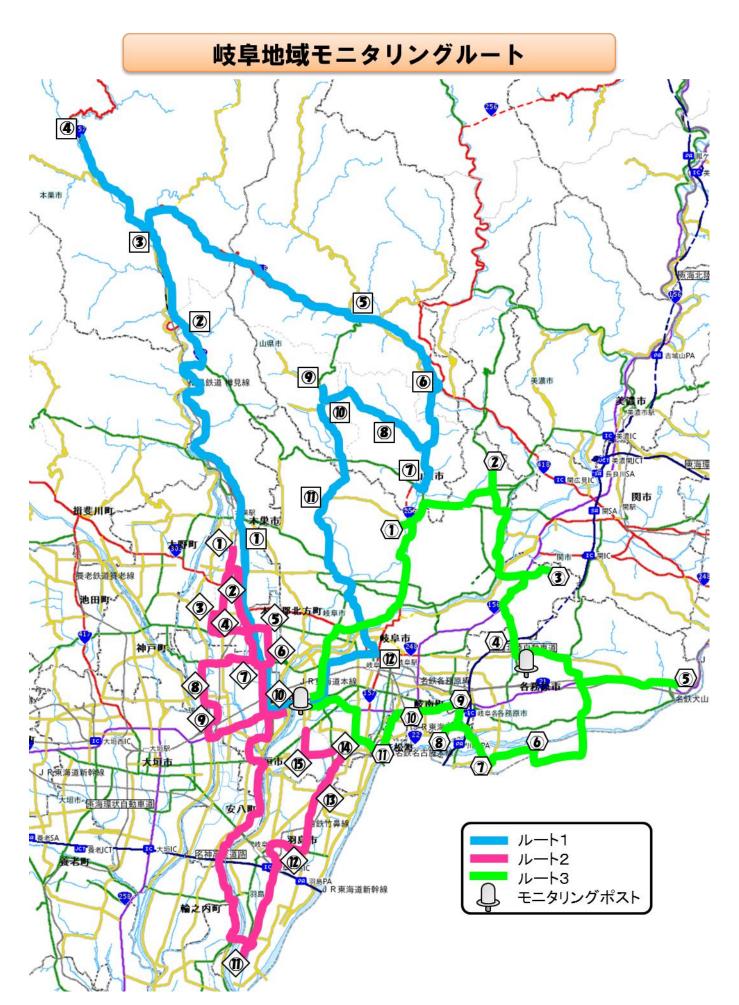
岐阜県内モニタリングルート



岐阜地域のモニタリングルート

- 対象市町村:岐阜市(7)、羽島市(3)、各務原市(4)、山県市(6)、瑞穂市(4)、 本巣市(8)、岐南町(2)、笠松町(2)、北方町(2)
- ・モニタリングポスト:防災交流センター、保健環境研究所

ルート1	ルート2	ルート3
岐阜県庁	岐阜県庁	岐阜県庁
↓ (28分)	↓ (27分)	↓ (28分)
①本巣市役所(本巣)	①一色小学校(糸貫)	①岩野田中学校(岐阜)
↓ (20分)	↓ (6分)	↓ (16分)
②日当公民館 (本巣)	②糸貫分庁舎(糸貫)	②岐阜ファミリーパーク(岐阜)
↓ (7分)	↓ (4分)	↓ (23分)
③根尾総合庁舎(根尾)	③真正幼稚園(真正)	③藍川東中学校(岐阜)
↓ (13分)	↓ (4分)	↓ (18分)
④能郷集会所(根尾)	④真正分庁舎(真正)	④尾崎小学校(各務原)
↓ (33分)	↓ (9分)	↓ (28分)
⑤美山支所(美山)	⑤北方町役場(北方)	⑤鵜沼第三小学校(各務原)
↓ (11分)	↓ (6分)	↓ (22分)
⑥美山小学校(美山)	⑥北方南小学校(北方)	⑥岐阜県広域防災センター(川島)
↓ (11分)	↓ (8分)	↓ (8分)
⑦山県市役所(高富)	⑦本田小学校 (穂積)	⑦川島地域振興事務所(川島)
↓ (8分)	↓ (11分)	↓ (9分)
⑧高富北部地区多目的研修集	⑧巣南庁舎(巣南)	⑧下羽栗小学校(笠松)
会センター (高富)	↓ (5分)	↓ (6分)
↓ (8分)	⑨南小学校(巣南)	⑨平島町民センター(岐南)
⑨伊自良北小学校(伊自良)	↓ (10分)	↓ (8分)
↓ (3分)	⑩瑞穂市役所(穂積)	⑩岐南町役場(岐南)
⑩伊自良支所(伊自良)	↓ (29分)	↓ (9分)
↓ (11分)	⑪簡易保険保養センター (羽島)	⑪笠松町役場(笠松)
⑪方県小学校(岐阜)	↓ (13分)	↓ (15分)
↓ (27分)	⑫羽島市役所(羽島)	岐阜県庁
⑫岐阜市役所(岐阜)	↓ (8分)	
↓ (17分)	⑬足近小学校(羽島)	
岐阜県庁	↓ (6分)	
	④柳津地域振興事務所 (柳津)	
	↓ (8分)	
	⑤岐阜聖徳大学(柳津)	
	↓ (11分)	
	岐阜県庁	
移動時間合計3時間17分	移動時間合計2時間45分	移動時間合計3時間10分
+モニタリング地点12カ所	+モニタリング地点15カ所	+モニタリング地点11カ所
×10分	×10分	×10分
⇒ 5時間17分	⇒ 5時間15分	⇒ 5時間00分



西濃地域のモニタリングルート

- ・対象市町村:大垣市(12)、海津市(5)、養老町(4)、垂井町(4)、関ケ原町(3)、神戸町(2)、輪之内町(2)、安八町(2)
- ・モニタリングポスト:西濃総合庁舎、関ケ原町役場

ルート1	ルート2	ルート3
西濃総合庁舎	西濃総合庁舎	西濃総合庁舎
↓ (35分)	↓ (28分)	↓ (11分)
①関ケ原北部集落センター (関ケ原)	①牧田支所(上石津)	①中川小学校(大垣)
↓ (8分)	↓ (8分)	↓ (7分)
②貝戸集落構造改善センター (関ケ原)	②上石津中学校(上石津)	②赤坂小学校(大垣)
↓ (3分)	↓ (5分)	↓ (7分)
③グリーンウッド関ケ原(関ケ原)	③上石津地域事務所(上石津)	③青墓小学校(大垣)
↓ (17分)	↓ (6分)	↓ (15分)
④岩手小学校 (垂井)	④時小学校(上石津)	④大垣市役所(大垣)
↓ (8分)	↓ (25分)	↓ (10分)
⑤垂井町林業センター(垂井)	⑤養北小学校(養老)	⑤綾里小学校(大垣)
↓ (10分)	↓ (5分)	↓ (11分)
⑥垂井町役場 (垂井)	⑥養老町役場(養老)	⑥江東小学校(大垣)
↓ (10分)	↓ (8分)	↓ (18分)
⑦合原小学校 (垂井)	⑦養老公園(養老)	⑦平田海西公民館 (平田)
↓ (28分)	↓ (11分)	↓ (7分)
⑧北小学校(神戸)	⑧東部中学校(養老)	⑧やすらぎ会館(平田)
↓ (7分)	↓ (13分)	↓ (11分)
⑨神戸町役場(神戸)	⑨輪之内町役場(輪之内)	⑨文化会館(南濃)
↓ (19分)	↓ (5分)	↓ (6分)
西濃総合庁舎	⑩大藪小学校(輪之内)	⑩海津市役所 (海津)
	↓ (10分)	↓ (14分)
	⑪安八町役場(安八)	⑪木曽三川公園センター (海津)
	↓ (6分)	↓ (37分)
	②下宿コミュニティーセンター(墨俣)	西濃総合庁舎
	↓ (5分)	
	⑬墨俣地域事務所(墨俣)	
	↓ (6分)	
	⑭結小学校(安八)	
	↓ (9分)	
	西濃総合庁舎	
移動時間合計2時間25分	移動時間合計2時間30分	移動時間合計2時間34分
+モニタリング地点9カ所×	+モニタリング地点14カ所	+モニタリング地点11カ所
10分	×10分	×10分
⇒ 3時間55分	⇒ 4時間50分	⇒ 4時間24分

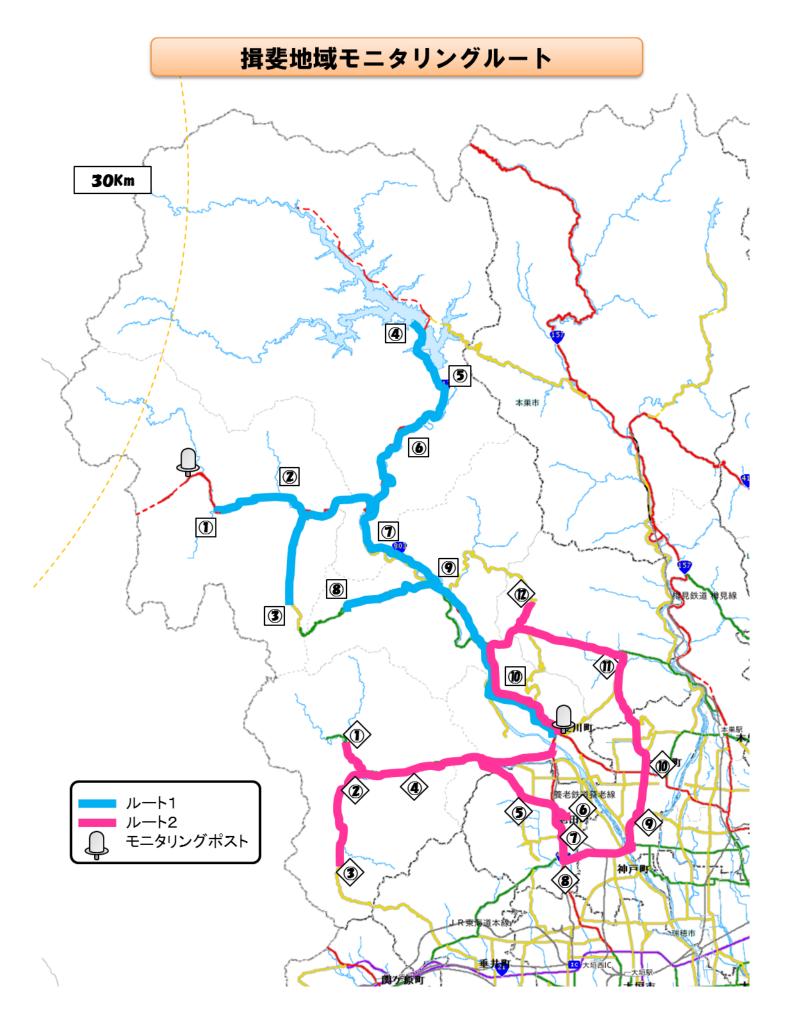
西濃地域モニタリングルート 池田町 8 9 1 JR東海道新幹線 **(Z**) 1 3 **6** 多 (3) (3) 编道覆老網 **今** (10) ルート1 ルート2 ルート3 モニタリングポスト

揖斐地域のモニタリングルート

- · 対象市町村:揖斐川町(16)、池田町(4)、大野町(2)
- ・モニタリングポスト:揖斐総合庁舎、揖斐川町坂内川上地内

ルート1	ルート2
揖斐総合庁舎	揖斐総合庁舎
↓ (39分)	↓ (23分)
①大草履橋(坂内)	①高齢者コミュニティーセンター (春日)
↓ (4分)	↓ (5分)
②坂内振興事務所(坂内)	②春日小学校(春日)
↓ (10分)	↓ (9分)
③諸家集会場(坂内) 🥿	③古屋多目的集会所(春日)
↓ (48分)	↓ (13分)
④徳山会館(藤橋)※ (41分)	④春日振興事務所(春日)
↓ (10分)	↓ (12分)
⑤徳山ダム(藤橋)	⑤宮地小学校(池田町)
↓ (9分)	↓ (8分)
⑥水と森の学習館 (藤橋)	⑥池田小学校(池田町)
↓ (18分)	↓ (6分)
⑦藤橋振興事務所 (藤橋)	⑦池田町役場 (池田町)
↓ (13分)	↓ (6分)
⑧日坂公民館(久瀬)	⑧八幡小学校(池田町)
↓ (8分)	↓ (11分)
⑨久瀬振興事務所 (久瀬)	⑨第6公民館(大野町)
↓ (8分)	↓ (6分)
⑩北方小学校(揖斐川)	⑩大野町役場(大野町)
↓ (6分)	↓ (11分)
揖斐総合庁舎	⑪谷汲振興事務所(谷汲)
	↓ (12分)
	⑫上神原集会所(谷汲)
	↓ (16分)
	揖斐総合庁舎
移動時間合計2時間53分	移動時間合計2時間18分
+モニタリング地点10カ所×10分	+モニタリング地点12カ所×10分
→ 4時間33分	→ 4時間18分

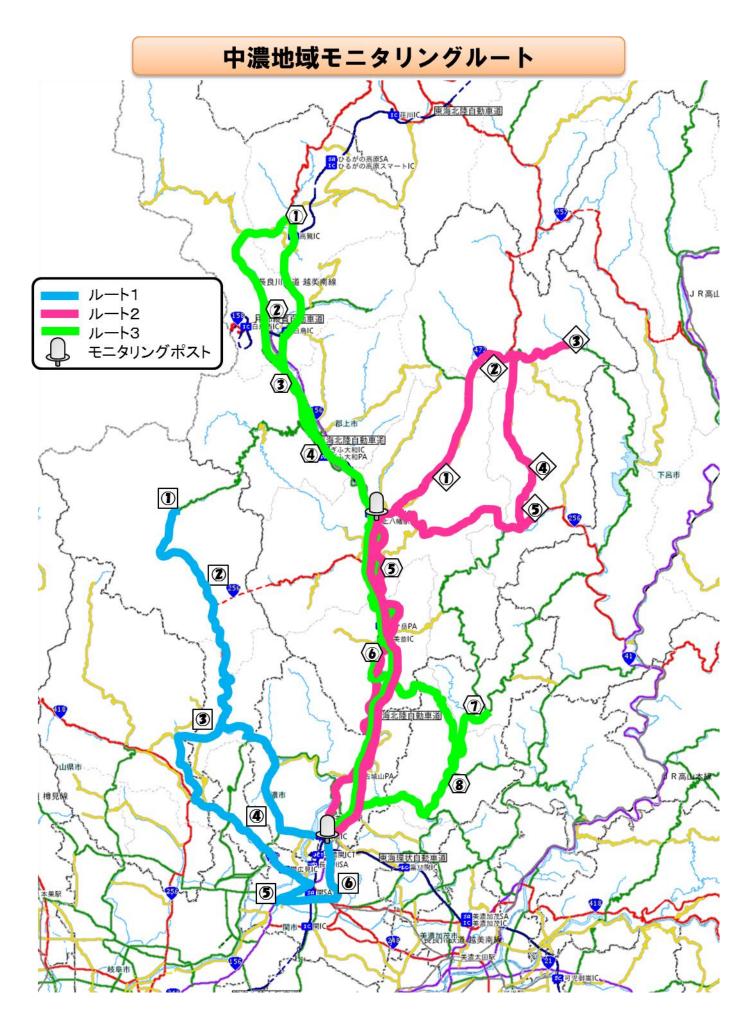
※ 冬季通行止め



中濃地域のモニタリングルート

- ・対象市町村:関市(8)、美濃市(0)、郡上市(11)
- ・モニタリングポスト:中濃総合庁舎、郡上総合庁舎

		<u> </u>
ルート1	ルート2	ルート3
中濃総合庁舎	中濃総合庁舎	中濃総合庁舎
↓ (54分)	↓ (高速利用33分)	↓ (高速利用41分)
①板取島口体育館(板取)	①口明方小学校(八幡)	①高鷲振興事務所(高鷲)
↓ (12分)	↓ (10分)	↓ (15分)
②板取事務所(板取)	②明宝振興事務所 (明宝)	②白鳥振興事務所 (白鳥)
↓ (19分)	↓ (47分)	↓ (9分)
③洞戸事務所 (洞戸)	③小川小学校(明宝)	③大和第一北小学校(大和)
↓ (19分)	↓ (54分)	↓ (6分)
④武芸川事務所(武芸川)	④鹿倉ひまわりプラザ (和良)	④大和振興事務所 (大和)
↓ (19分)	↓ (10分)	↓ (17分)
⑤金竜小学校(関)	⑤和良振興事務所(和良)	⑤相生公民館 (八幡)
↓ (16分)	↓ (61分)	↓ (10分)
⑥関市役所(関)	中濃総合庁舎	⑥美並振興事務所 (美並)
↓ (10分)		↓ (42分)
中濃総合庁舎		⑦上之保事務所(上之保)
		↓ (10分)
		⑧武儀事務所(武儀)
		↓ (23分)
		中濃総合庁舎
移動時間合計2時間29分	移動時間合計3時間35分	移動時間合計2時間53分
+モニタリング地点6カ所×	+モニタリング地点5カ所×	+モニタリング地点8カ所×
10分	10分	10分
⇒ 3時間29分	⇒ 4時間25分	⇒ 4時間13分



可茂地域のモニタリングルート

対象市町村:美濃加茂市(2)、可児市(4)、坂祝町(1)、富加町(1)、川辺町(1)、 七宗町(1)、八百津町(1)、白川町(1)、東白川町(1)、御嵩町(1)

ルート1	ルート2
可茂総合庁舎	可茂総合庁舎
↓ (17分)	↓ (3分)
①兼山公民館 (兼山)	①美濃加茂市役所 (美濃加茂)
↓ (8分)	↓ (7分)
②八百津町役場 (八百津)	②坂祝町役場(坂祝)
↓ (11分)	↓ (12分)
③川辺町役場(川辺)	③富加町役場(富加)
↓ (13分)	↓ (11分)
④七宗町役場(七宗)	④三和連絡所 (美濃加茂)
↓ (16分)	↓ (26分)
⑤白川町役場(白川)	⑤可児市役所 (可児)
↓ (21分)	↓ (14分)
⑥東白川村役場(東白川)	⑥御嵩町役場(御嵩)
↓ (57分)	↓ (18分)
可茂総合庁舎	⑦桜ヶ丘公民館 (可児)
	↓ (25分)
	⑧帷子公民館(可児)
	↓ (14分)
	可茂総合庁舎
7531tt 81 A 31 A 8tt 81 A A A	76-31 P-1 B-1 - 3 0 P-1 B-1 - 0 1
移動時間合計2時間23分	移動時間合計2時間10分
+モニタリング地点6カ所×10分	+モニタリング地点8カ所×10分
⇒ 3時間23分	→ 3時間30分

可茂地域モニタリングルート 美並IC **6** 海北陸自動車道 **(5**) **4** 宗 東海環状自動車選 3 **6** III J R高山孝線 中央自動車道 R中央本線 JR太多線 名鉄犬山線 瑞浪市 世 女市 中央自動車道 李海罗治县市 ルート1 L岐南多治見IC ルート2 モニタリングポスト

東濃地域のモニタリングルート

- · 対象市町村: 多治見市(3)、土岐市(2)、瑞浪市(2)
- ・モニタリングポスト: 東濃西部総合庁舎

ルート

東濃西部総合庁舎

↓ (16分)

①南姫小学校(多治見)

↓ (20分)

②多治見市役所(多治見)

↓ (13分)

③土岐市役所(土岐)

↓ (18分)

④日吉中学校(瑞浪)

↓ (13分)

⑤瑞浪市役所(瑞浪)

↓ (23分)

⑥濃南中学校(土岐)

↓ (14分)

⑦笠原中央公民館(笠原)

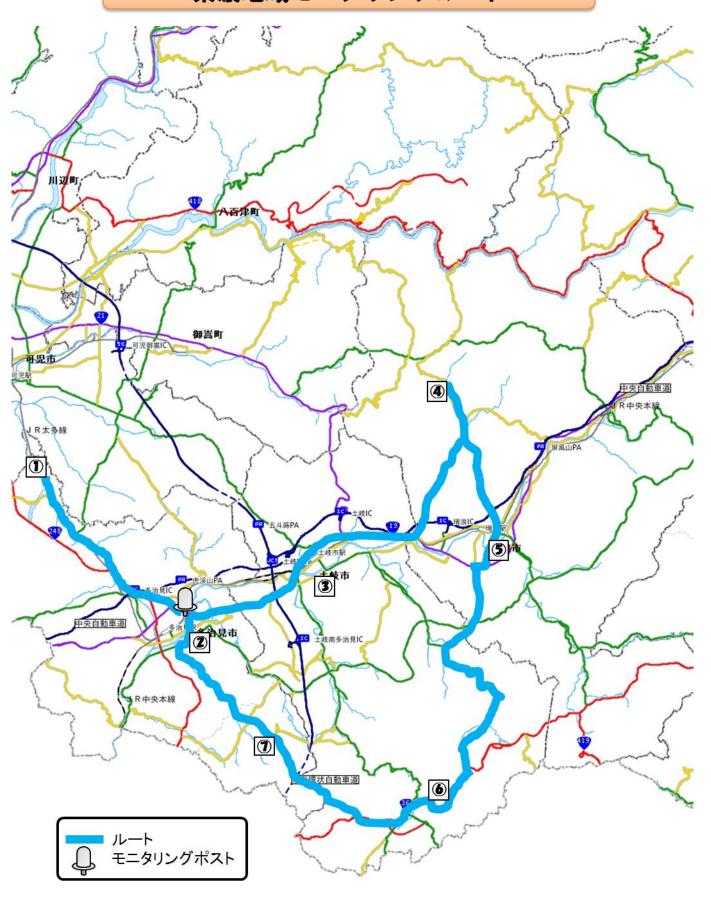
↓ (19分)

東濃西部総合庁舎

移動時間合計2時間16分 +モニタリング地点7カ所×10分

⇒ 3時間26分

東濃地域モニタリングルート



恵那地域のモニタリングルート

- ・対象市町村:恵那市(6)、中津川市(10)
- ・モニタリングポスト:恵那総合庁舎

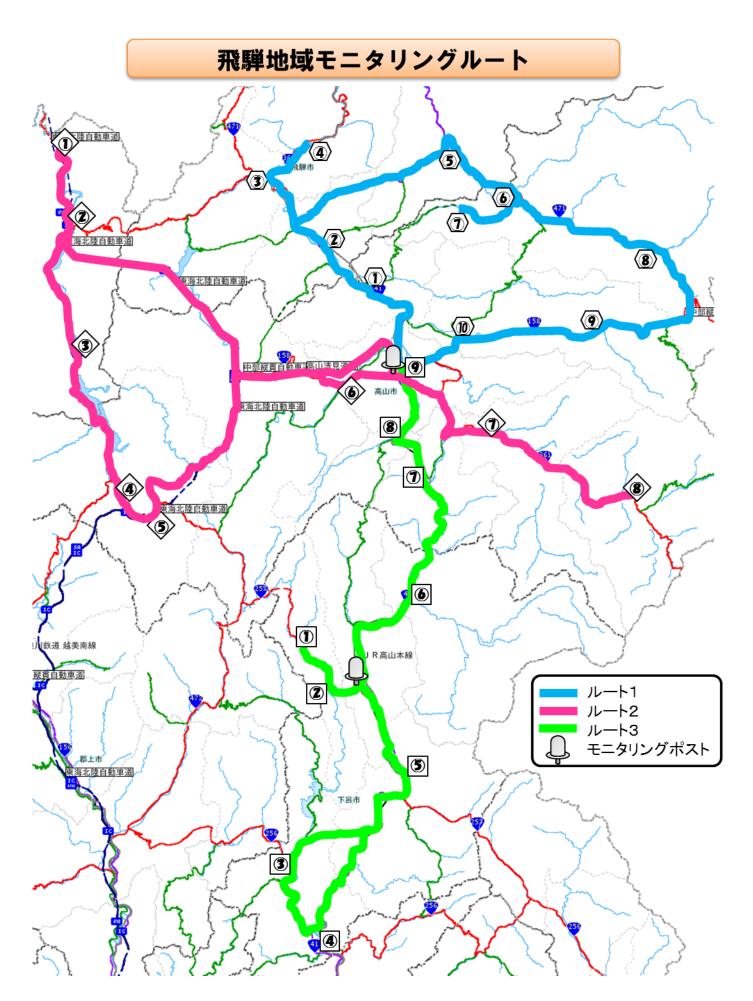
ルート1	ルート2		
恵那総合庁舎	恵那総合庁舎		
↓ (19分)	↓ (23分)		
①恵那北中学校(恵那)	①蛭川総合事務所(蛭川)		
↓ (28分)	↓ (16分)		
②山岡振興事務所(山岡)	②福岡総合事務所(福岡)		
↓ (9分)	↓ (17分)		
③明智振興事務所(明智)	③付知総合事務所(付知)		
↓ (12分)	↓ (11分)		
④串原振興事務所(串原)	④加子母総合事務所 (加子母)		
↓ (25分)	↓ (27分)		
⑤上矢作振興事務所(上矢作)	⑤川上総合事務所 (川上)		
↓ (13分)	↓ (8分)		
⑥岩村振興事務所 (岩村)	⑥坂下総合事務所(坂下)		
↓ (10分)	↓ (7分)		
⑦阿木中学校(中津川)	⑦山口総合事務所(山口)		
↓ (15分)	↓ (10分)		
恵那総合庁舎	⑧神坂小学校(中津川)		
	↓ (16分)		
	⑨中津川市役所(中津川)		
	↓ (13分)		
	恵那総合庁舎		
移動時間合計2時間11分	移動時間合計2時間28分		
+モニタリング地点7カ所×10分	+モニタリング地点9カ所×10分		
⇒ 3時間21分	⇒ 3時間58分		

恵那地域モニタリングルート ルート1 ルート2 モニタリングポスト (5) **3**自動車道 中津川市 明知鉄道。明知線 中央自動車道 R中央本線 1 **6 (Z**) 3 **(5**)

飛騨地域のモニタリングルート

- 対象市町村:高山市(14)、飛騨市(4)、下呂市(6)、白川村(3)
- ・モニタリングポスト:飛騨総合庁舎、下呂総合庁舎

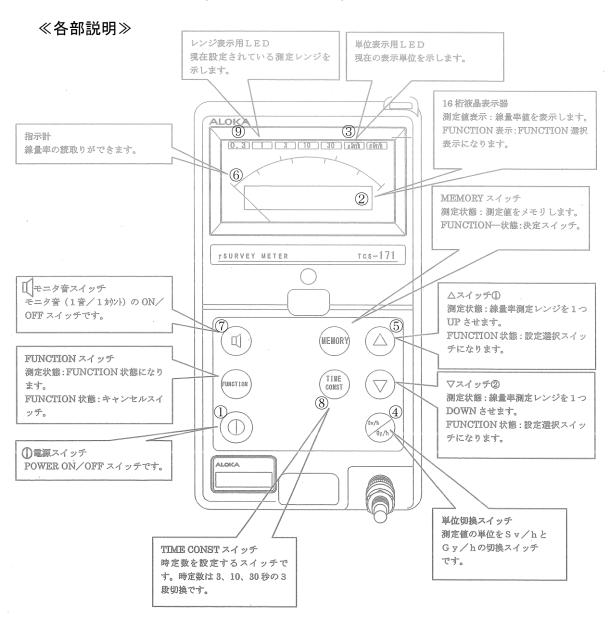
ルート1	1	ルート3
·	ルート2	<u> </u>
飛騨総合庁舎	飛騨総合庁舎	飛騨総合庁舎
↓ (14分)	↓ (高速利用 5 2 分)	↓ (64分)
①国府支所(国府)	①斉入寺(白川)	①黒石児童館(馬瀬)
↓ (8分)	↓ (8分)	↓ (9分)
②飛騨市役所(古川)	②白川村役場(白川)	②馬瀬振興事務所(馬瀬)
↓ (16分)	↓ (17分)	↓ (34分)
③河合振興事務所 (河合)	③平瀬小学校(白川)	③東第一小学校(金山)
↓ (7分)	↓ (23分)	↓ (13分)
④宮川振興事務所(宮川)	④荘川支所(荘川)	④金山振興事務所(金山)
↓ (38分)	↓ (5分)	↓ (30分)
⑤神岡振興事務所(神岡)	⑤荘川体育館(荘川)	⑤下呂市役所(下呂)
↓ (14分)	↓ (39分)	↓ (30分)
⑥上宝支所(上宝)	⑥清見支所(清見)	⑥小坂振興事務所(小坂)
↓ (18分)	↓ (32分)	↓ (17分)
⑦蔵柱公民館 (上宝)	⑦朝日支所 (朝日)	⑦久々野支所 (久々野)
↓ (38分)	↓ (19分)	↓ (10分)
⑧奥飛騨栃尾生涯学習館(上宝)	⑧高根支所(高根)	⑧一之宮支所(宮)
↓ (30分)	↓ (45分)	↓ (14分)
⑨旗鉾集会所(丹生川)	飛驒総合庁舎	⑨高山市役所(高山)
↓ (18分)		↓ (4分)
⑩丹生川支所		飛騨総合庁舎
↓ (18分)		
飛騨総合庁舎		
移動時間合計3時間39分	移動時間合計4時間15分	移動時間合計3時間45分
+モニタリング地点10カ所	+モニタリング地点8カ所×	+モニタリング地点9カ所×
×10分	10分	5分
⇒ 5時間19分	⇒ 5時間35分	⇒ 5時間15分



5 放射線量測定器の操作方法

NaI(TQ)シンチレーションサーベイメータ(TCS-171B)の取扱方法

NaI($T\ell$)シンチレーションサーベイメータは、主に γ 線の測定に用いる放射線測定器です。測定範囲はバックグラウンドレベル($0.1\,\mu$ Sv/h 程度)から $30\,\mu$ Sv/h まで計測可能です。



≪操作方法≫

1 測定のための準備

- ・測定したい場所で「収納ボックス」から測定器を取り出します。 防水型ではありませんので、濡らさないよう注意してください。
- 「フック」を押しながら「シンチレーションプローブ」を前にスライドさせ、本体から外します。



2 電源 ON 動作

・「①電源スイッチ」を約2秒間押すと、「②液晶表示器」の表示が下記のようになり、自動的に電源 チェック等が行われ、問題がなければ測定状態となります。



時定数 線量率値 単位

※電池残量表示がBATT. =■□□□で点滅している場合、バッテリーダウン予告表示ですので電池を早めに交換します。なお、測定中に液晶表示器の左に "B" が点灯した場合も同様です。

※カタログ上での電池寿命は「連続30時間以上」とされています。

3 単位の設定

- ・「②液晶表示器」及び「③単位表示用 LED」の表示単位が μ Sv/h (マイクロシーベルト毎時) になっていることを確認します。
- ・ μ Sv/h になっていない場合、「④単位切り替えスイッチ」により、 μ Sv/h と μ Gy/h を切り替えることができるので、 μ Sv/h を選択します。

4 線量率測定レンジの設定

- ・「⑤線量率測定レンジのスイッチ▲ (UP)」及び「スイッチ▼ (DOWN)」により、「⑥指示計」の指 針が中央付近に来るようなレンジを選択します。
- ・測定中に放射線の計測数を"音"で確認したい時は、「⑦モニタ音スイッチ」を押します。
- ※モニタ音を ON にすると、放射線を検出するたびにクリック音が鳴ります。普段は OFF にしておき、 必要な時だけ ON にします。

5 時定数 (TIME CONST.) の選択

•「®TIME CONST.スイッチ」は、「3」、「10」、「30」 sec と 3 段階に分かれています。

・線量率が小さいときは「10」又は「30」、大きいときは「3」又は「10」を選択します。

※バックグラウンド(自然放射線量)レベルの線量を測定する場合は、「30」sec を選択します。

◆時定数とは

測定器の応答時間の早さです。例えば、時定数を「3秒」とした場合には、3秒間の間に検出した放射線で測定値を表示します。時定数は短い方が測定時間が短くなり便利ですが、指示計の針のふらつきが大きく、読みとりが難しくなります。時定数を長くする方が、より正確な値を測定できます。

6 測定

- ・「シンチレーションプローブ」を地面から1mの高さで水平に保ち、指示値を読み取ります。
- ・指示値は選択した時定数の3倍の時間が経過してから、指針の振れ幅の中央付近の値を指示計の真上から読み取ります。時定数の時間毎に測定値を読み取り、1か所での計測回数は5回として、その平均値を測定結果とします。

<測定姿勢(例)>





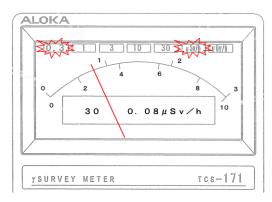
7 指示計の読み方

- ・「⑥指示計」の目盛は、上部目盛では「0」から「3」まで、下部目盛では「0」から「10」までとなっています。
- ・測定値は、レンジが「0.3」、「3」、「30」のときは上部目盛で読み、レンジが「0.3」の時は読み取り値を 1/10、レンジが「3」のときは読み取り値のまま、レンジが「30」の時は読み取り値を 10 倍します。
- ・レンジが「1」、「10」のときは下部目盛で読み、レンジが「1」のときは読み取り値を 1/10、レンジが「10」のときは読み取り値のままにします。
- ・いずれのレンジになっているかは、画面最上部の「⑨レンジ表示用 LED」で確認します。

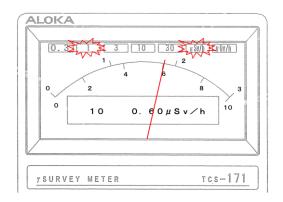
<指示計の読み値とレンジとの関係>

レンジ	目盛	測定値の読み方	レンジ	目盛	測定値の読み方
0.3	上側	読み値の 1/10	1	下側	読み値の 1/10
3	上側	読み値のまま	10	下側	読み値のまま
30	上側	読み値の 10 倍			

<指示計の例>



時定数=30sec レンジ=0.3 指示計の読み取り値=上部目盛 0.8 測定値=0.08 μ Sv/h (0.8 σ 1/10)



時定数=10sec レンジ=1 指示計の読み取り値=下部目盛 6 測定値=0.60 μ Sv/h (6 の 1/10)

8 測定終了

- ・「①電源スイッチ」を約2秒間押し「OFF」にします。
- 「シンチレーションプローブ」を本体にスライドして固定します。
- ・測定器を「収納ボックス」に収納し、終了します。

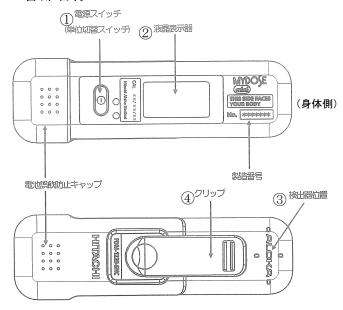
≪注意事項≫

- ・使用前に必ず動作させ、正常であるかを確認してください。
- ・精密機器なので、衝撃を与えたり、落下させたりしないように注意してください。
- ・雨天時や汚染レベルの高い区域で測定する時は、サーベイメータをポリエチレン袋等で覆い、濡れたり汚染したりしないようにしてください。
- ・長期間使用しないときは、電池をすべて取り出して乾燥した場所に保管してください。

電子ポケット線量計(PDM-122型)の取扱方法

電子ポケット線量計(PDM-122 型)は、個人が受けた γ 線による線量を積算して測定する半導体検出器を使用した個人被ばく線量計です。電源を切っても積算線量と積算時間を保持できます。またリセット操作により、積算線量と積算時間をリセットすることもできます。

≪各部名称≫



≪各部のはたらき≫

① 電源スイッチ

- ・電源スイッチを指のはらで約3秒間押し続けると、液晶表示器に「8.8.8.8」と表示され、「3. 1 o H」とバージョン表示した後、「 0.0」と表示されて測定が始まります。
- ・なお、「3.1 o H」の表示の後「 0.0」にならない場合(前回の線量値が残っている場合は「 0.0」になりません。)は、そのままさらに電源スイッチを約10秒間押し続けると「0 c l r」(ゼロ・クリア)となって「 0.0」の表示になります。
- ・電源を OFF にするときは、電源スイッチを約3秒間押すと、液晶表示器の表示が消えます(積算線量と積算時間を保持します)。

② 液晶表示器

- ・積算線量を表示します。
- ・電源 ON 状態で電源スイッチを押すと、「積算線量 → 線量率 → 積算時間」の順に表示が変わります。約10秒後、積算線量表示へ自動で戻ります。
- ・積算線量が「10.00Sv」を超えると、「10.00」と「H.H.H.H.」が交互に表示されます。

③ 検出器

・検出器は、検出器位置に内蔵されています。

<装着例>

④ クリップ

- ・右図「装着例」のようにクリップを使用し、液晶表示側を身体に向けて、 男性は胸部に、女性は腹部に装着してください。
- ・線量計を落とさないように、必ずクリップと首紐を使用してください。

≪使用方法≫

- (1) 電源スイッチを「ON」にします。液晶表示器の表示及び動作に異常の ないことを確認します。
- (2) 電源スイッチを ON にした時刻を記録します。
- (3) 液晶表示側を身体に向けて、男性は胸部に、女性は腹部に装着します。
- (4) 作業が終了したら、時刻と指示値を読み取り、記録します。
- (5) 電源スイッチを OFF にします。

≪注意事項≫

- ・精密機器なので、衝撃を与えたり、落下させたりしないように注意してください。
- ・液晶表示器の左上の電池残量が点滅状態になったときは、電池を交換してください。
- ・電子ポケット線量計は携帯電話のノイズに反応することがあるため、携帯電話と電子ポケット線量 計を同時に携行する場合は、25cm 程度以上離すようにしてください。
- ・長期間使用しないときは、電池をすべて取り出して乾燥した場所に保管してください。

6 防護装備の装着方法

- 1)装着目的:放射性物質の皮膚への付着を防ぐ目的で着用する。 ※不織布製防護服(タイベック等)は放射線を遮蔽することはできない。
- 2) 装着手順
 - ①インナーは汗を吸い取り、動きやすい服装する。
 - ②個人線量計をつける。
 - ア 電源スイッチを3秒長押し 【積算方法をリセットする方法】
 - ・電源スイッチを3秒長押し →電源OFF
 - ・再度、電源スイッチを10秒以上 長押し

→表示「0000」になり、リセット完了



イ 着用部位

・表示面を必ず内側にむける

ウ注意

- ・個人被ばく線量計による測定値には自然放射線(バックグラウンド)による被ばくが含まれる
- ・強い電波を受けると誤計数することがあるので、携帯電話、PHS、高出力トランシーバーなどの近くで使用しないこと
- ③防護服を着る。防護服のファスナーは首までしっかりあげる。
- ④薄い綿手袋をつける。
- ⑤防塵マスクをつける。防塵マスクは上下を間違えないようにつけること。マスクの締め紐は耳に掛けずに後頭部に掛けること。鼻梁(鼻の付け根(目と目の間))とマスクとの隙間をしっかりとふさぐこと。
- ⑥靴にシューズカバーをかぶせる。シューズカバーは防護服の裾を覆い、紐で結ぶ。
- ⑦ゴム手袋をつける。防護服の裾の上にくるように深くはめること。ゴム手袋と防護服の袖口をテープでシールすること。
- ⑧防護服のフードを頭にかぶせる。前髪等は隠すこと。フードが大きい場合はテープでシールすること。
- ⑨粉じんが舞うような場所や外で作業を行う場合はゴーグルをつけること。

3) 脱衣手順

- ・マスクや防護服は放射性物質によって汚染されている場合があるため、脱いだ防護服等は「汚染」と表記した専用の容器に入れ一般ゴミと区別すること。
- ・付着している放射性物質をまき散らさないように静かに注意して脱ぐこと。
- ・建物の外に設ける除染テント等で脱衣を行うこと。

- ①ゴム手袋のシールを外しゴム手袋を脱ぐ。放射性物質が付いているおそれがあるため外側を内側 に丸めるように脱ぐこと。
- ②防護服のフードを外す。
- ③ゴーグルをつけていた場合はゴーグルを外す。
- ④防護服を脱ぐ。防護服の外側には放射性物質が付いているおそれがあるため外側を内側に丸めるように静かに脱ぐこと。
- ⑤シューズカバーを外す。
- ⑥シューズカバーを外したら靴裏の汚染検査をする。
- ⑦マスク表面の汚染検査をする。
- ⑧マスクを外す。マスク表面の放射性物質が舞うおそれがあるため静かに外すこと。
- ⑨綿手袋を脱ぐ。
- ⑩掌甲の部分の汚染検査をする。
- ⑪頭髪の汚染検査をする。
- ②肩の汚染検査をする。
- ③全身を一筆書きの様に前側、後側、側面の順番で汚染検査をする。
- 4) 今後の検討事項
 - ・国が今後、新たに方針を示した段階で、UPZ外の要員の装備、環境試料の採取手順、帰庁要員 の汚染検査を追記
- 【参考】「原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について」(平成29年4月1日 内閣府原子力防災)